



中之条町 まちづくり ビジョン

自然と文化が響きあう みんなの故郷 ふるさと なかのじょう

平成28年2月

中之条町





[中之条町総合計画第6次構想]

中之条町まちづくりビジョン

の策定にあたって

中之条町長 伊能 正夫

昭和30年に中之条町、沢田村、伊参村、名久田村が合併し新中之条町が誕生してから60年、平成22年に六合村と中之条町が合併してから5年の歳月が経過しました。

町制施行から60年の間に、中之条町では10年を1期として計5期にわたる総合計画を策定しました。直近の第5次構想を策定してから10年の歳月が経過しましたが、加速化する人口減少や地域経済の縮小など、近年の町を取り巻く状況は急激に変化しているところです。

こうした中、基本構想の策定を定めた地方自治法第2条第4項の改正により、総合計画の策定義務はなくなりましたが、中之条町の特徴を活かしながら自立的で持続可能なまちづくりを進めるには、町の基本的な指針の策定は不可欠です。今回の計画は、住民の幸せと豊かな暮らしを追及する町が、自らの責務と自主性に基づき策定する計画です。

10年先を見据えることは大変難しいことですが、町の現状と課題を把握し、人口の見通し、財政状況を踏まえ、来るべき未来を見据えた中で、新しいまちづくりの基礎となる「中之条町まちづくりビジョン」を策定しました。

計画のコンセプトは「自然と文化が響きあう ^{ふるさと} みんなの故郷 なかのじょう」です。中之条町が豊富に有する「自然と文化」を活かしながら、住む人にとっても訪れる人にとっても誰もが「故郷」と思えるまちづくりを目指します。「みんなの故郷」という表現には、町民と行政が協働し一体となって「故郷」を守り育てていく、そのような想いが込められています。

これからは「中之条町まちづくりビジョン」を指針とし、その中に示された重点施策を実行することで、現役世代はもちろん次の世代も中之条町に愛着を持ち、中之条町民であることを誇りに思えるまちづくりを進めていきます。町民の皆様をはじめ関係各位のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、計画策定にあたり、貴重なご提言やご協力をいただきました町民の皆様をはじめ、慎重にご審議を賜りました総合計画審議会委員の皆様に、心からお礼申し上げます。

平成28年2月



目 次

1 計画策定にあたって

1-1 時代の潮流と中之条町	1
1-2 策定の背景	4
1-3 計画策定にあたっての基本姿勢	5

2 基本構想

2-1 計画の概要	7
2-2 人口フレーム	8
2-3 財政フレーム	10
2-4 まちづくりのコンセプト	11
2-5 6つの重点目標	12

3 基本計画

3-1 基本計画の概要	19
3-2 重点目標1「教育環境の充実」に関する施策	22
3-3 重点目標2「産業の振興」に関する施策	26
3-4 重点目標3「交流人口の増加」に関する施策	30
3-5 重点目標4「健康増進」に関する施策	34
3-6 重点目標5「福祉の充実」に関する施策	36
3-7 重点目標6「財政の健全化」に関する施策	42

4 財政計画

4-1 本町の財政見通しと取り組み	45
-------------------------	----

5 資料編

資料1 答申書	51
資料2 策定経過	52
資料3 策定体制	53
資料4 委員名簿	54
資料5 町民意識調査の概要	57



1

計画策定にあたって

- 1-1 時代の潮流と中之条町
- 1-2 策定の背景
- 1-3 計画策定にあたっての基本姿勢



1－1 時代の潮流と中之条町

社会経済動向等を踏まえ、今後まちづくりに取り組む中で、次の6つの項目を常に考慮し、計画の策定及び展開を進めます。

(1) 少子化

我が国の年間出生数は、昭和48年以降減少傾向が続いています。合計特殊出生率で見ると、昭和46年には「2.16」でしたが、平成25年には「1.43」と著しく減少しています。昭和50年に「2.00」を下回ってからは低下傾向が続きましたが、平成18年からは、わずかな上昇傾向が見受けられました。しかし、平成25年の群馬県の「1.41」に対して、本町は「1.30」と国、県の数値を下回っています。

本町の年少人口の割合は、平成17年に12.5%、平成22年に11.0%、平成27年4月現在の住民基本台帳によると10.1%と減少傾向にあります。

このような背景の中、家庭・地域・行政が一体となり、次代を担う子ども達が健やかに育つためのきめ細やかな教育環境を整備するとともに、保護者の負担軽減、子育て、教育施策の充実を図るなどの少子化・子育て対策を講じ、少子化を抑制し、ゆとりを持って子育てができる環境を整えます。

(2) 高齢社会

我が国の高齢化率(総人口に占める65歳以上の人の比率)は、平成26年11月現在で26.0%を占め、国民の3.8人に1人が高齢者になっています。本町においては、この数値がさらに高く、平成27年4月現在の住民基本台帳によると34.6%と、2.9人に1人が高齢者です。この数値は、これから増加し、平成37年(2025年)には39.9%になると推計され、実に2.5人に1人が高齢者になると予測されます。

高齢化率が21%を超えた超高齢社会に対応するため、保健・介護などに視点を置くばかりでなく、健康寿命を伸ばすためのきめ細やかな健康増進対策の推進など、高齢者が生きがいを持って生活できる総合的なまちづくりを進めます。

(3) 環境保全

近年の社会経済活動の進展は、生活の利便性を高める一方で、資源やエネルギーの大量消費により環境へ負荷を増大させ、地球温暖化や産業廃棄物を含むごみ問題、豊かな自然の減少など、様々な問題を引き起こしています。この環境問題は、町だけの問題にとどまらず、地球規模の問題となっています。

このため、再生可能エネルギーの導入による二酸化炭素等の削減(地球温暖化対策)や廃棄物の適正処理及び減量化・資源化等による循環型社会の確立など、環境への負荷の低減に率先して努めるとともに、環境の保全等のために必要な施策を総合的に実施します。

(4) 地域経済

これまで、有害鳥獣対策や耕作放棄地対策の推進を図ってきました。

しかし今後は、観光業・農林業・商工業など各地域産業間の連携を図り、六次産業化に取り組むとともに、遊休施設を活用した企業誘致や本町特有の自然、豊富な温泉など地域資源を活かしたグリーンツーリズムやエコツーリズムなどの付加価値の向上、スポーツ・文化振興による町外からの交流人口を活用しながら地域経済の活性化を推進します。



(5) 情報化

少子高齢化が進む中で、安心・安全への対応や、経済の活性化などの社会課題の解決策として、国がユビキタス社会の実現など情報通信技術関連の政策を実施してきました。現在では、多種多様な情報を自宅や職場等で得られるようになり、先駆的な情報通信技術の利活用方法の開発が進展し、いつでもどこでも簡単に必要な情報が得られる社会への期待が高まっています。

このような情勢の中、情報通信技術を活用することにより、地域コミュニティの活性化や地域への情報産業の誘致、地域情報発信による交流人口の増加など、町民サービスの向上や地域格差の是正だけではなく、地域経済の活性化などが図れるよう、あらゆる分野で情報化を推進するとともに、情報の共有化を図ります。

(6) 国際化

地球温暖化等の環境問題、高度情報化によるグローバル化、世界との経済的な結びつき、観光による人的交流の推進など、国際的な交流は、町民の身近なものになっています。

さまざまな分野で進む国際交流への対応には、自らの地域を知り、誇りを持てることが必要であるため、文化性を持った活力あるまちづくりを推進します。



1-2 策定の背景

昭和30年4月に1町3村(中之条町、沢田村、伊参村、名久田村)が合併し、新中之条町として誕生して60年目を迎えました。その間、「新町建設計画」や「中之条町総合計画」、「中之条町新総合計画」、昭和60年の「中之条町総合計画(第3次構想)」からコンセプトを明示し、「ゆたか・ゆとり・ゆうあいの文化都市の創造」(第3次構想)、「住む人には優しく、訪れる人には温かいまちづくり」(第4次構想)、「ふるさとに会える町 なかのじょう」(第5次構想)のもと、基本施策を展開し、まちづくりを推進してきました。

また、平成22年3月には六合村が編入され、「中之条町総合計画(第5次構想)後期基本計画」に合わせ、新たにスタートした中之条町のまちづくりの方向性と進むべき目標を定めました。

現在の社会情勢は、高度情報化社会の到来、世界的な社会経済の変動、地球規模での環境問題、少子高齢化社会の進展などによって急激に変化し、地方自治体を取り巻く環境も地方分権や行財政改革の推進などの影響を受けて大きく変わろうとしています。また、住民の意識も、価値観や生活様式の多様化に伴い、行政に対する期待が多岐にわたり、地域の行政課題や行政需要も変化するなど、いわば時代の転換期をむかえています。

このように先行きが不透明な時代ではありますが、これからも町の特性を活かし、魅力的で活力あるまちづくりを総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

そのようなことから、町民と行政が一層親密な関係を確立し「協働のまちづくり」を進めるための計画「中之条町まちづくりビジョン [中之条町総合計画(第6次構想)]」を策定します。





1－3 計画策定にあたっての基本姿勢

(1) 現状分析と目標年次予測

現計画の見直しや社会情勢、経済情勢、人口構造、土地利用などを含めて様々な角度から本町の現状を分析し、中間年次及び目標年次における推計を行います。

(2) 行政需要の変化と把握

行政需要の多様化に対し、町民意識調査等を実施する中で新たな行政需要を可能な限り把握、想定し、目標年次におけるあるべき将来像に向けた施策を計画的に展開していきます。

(3) 新たな課題への取り組み

総合計画第5次構想策定時点と現在は社会情勢や経済情勢が大きく変化し、その結果、地方自治体を取り巻く環境も様変わりしています。特に情報化の進展、少子高齢化の対応、環境問題など今後のまちづくりにおいて重要課題として取り組まなければならない現状となっており、全庁的な施策として総合的に取り組んでいきます。

(4) 総合性の確保

計画策定に臨んでは、各行政分野の施策・事業が一体となって総合的な行政効果が発揮できるよう努めるとともに、新たな行政需要や課題が多様化し、情報化や環境問題など目的別に分類することが困難で従来の縦割り行政の中で対応しきれない課題に対し、全庁的な施策として取り組んでいきます。

(5) 自立性・独自性・自己決定・自己責任の取り組み

平成12年4月地方分権一括法が施行され、地方自治体のあるべき姿が打ち出されました。従来の国・県に対し従順型の地方自治体から脱却し、自己決定・自己責任のもとで、町のあらゆる資源を活用して自立性や独自性を打ち出したまちづくりに取り組みます。

(6) 実効性と実現性の確保

厳しい財政状況が今後も続くことが予測される中での確な財政見通しと計画的な事業実施に努めます。

(7) 優先度・合理性・事業評価の取り組み

財政状況や行政需要を考慮した行政サービスを展開するためにはNPO(非営利組織)やPFI(民間資金等の活用による公共施設等の整備)など民間活力の導入を考慮し、合理的な施策を推進して行きます。また施策の実施面において重要性・緊急性等を考慮し優先順位を付けると共に事業評価を視野に入れた計画策定に取り組みます。

(8) 計画目標値の設定と管理

事業費ベースでの管理のほか、計画期間最終年度における目標値を数値や率で表し中間年次、目標年次等においてその成果等を管理します。

(9) 町民参画の視点

計画策定時間が少ない中でありますが、様々な方法で計画策定への参画の機会を設け、計画内容においても町民と協働によるまちづくりを視点に取り組みます。



2



基本構想

- 2-1 計画の概要
- 2-2 人口フレーム
- 2-3 財政フレーム
- 2-4 まちづくりのコンセプト
- 2-5 6つの重点目標



2-1 計画の概要

(1) 計画の期間

この計画の期間は、平成28年(2016年)度から平成37年(2025年)度までの10年間とします。

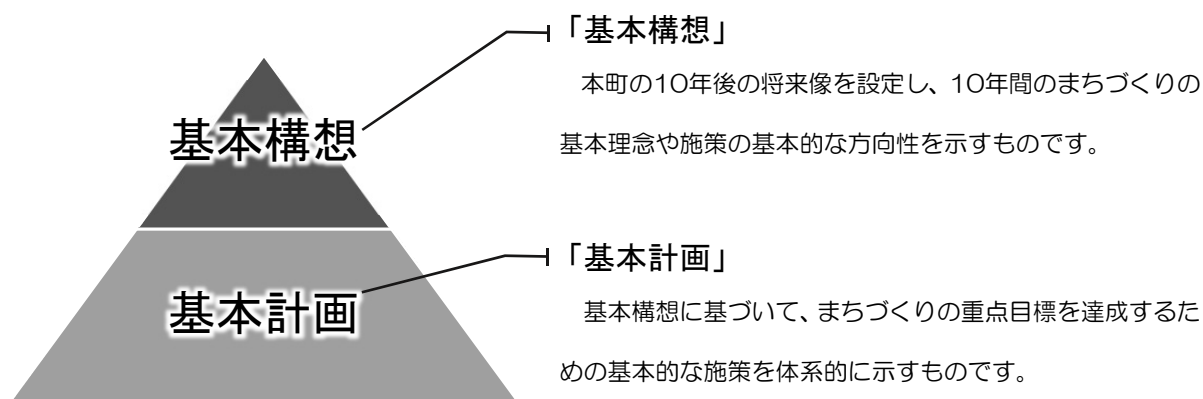
(2) 計画の性格

この計画は、本町におけるまちづくりの将来像を描くとともに、最も上位に位置づけられる計画であり、行財政運営や住民活動など、あらゆる分野でまちづくりを推進する上での指針となるものです。

また、道路、水道、下水道など公益設備や電話、インターネット等の通信設備など日常生活を送る上で必須なインフラの維持・拡充についても、計画性を持って継続的に進めていきます。

(3) 計画の構成

この計画は、基本構想、基本計画で構成します。



2-2 人口フレーム

(1) 総人口

本町の人口は、昭和30年の町村合併時には23,195人でしたが、以後減少が続き、六合村編入直後の平成22年では18,216人(うち外国人158人)、平成27年には17,308人(うち外国人230人)となっています。今後も若者の流出及び少子化が進むことに加え、日本全国で人口減少が進むと予測されています。中之条町人口ビジョンでは、同様の傾向が続くと、平成32年には16,455人、平成37年には15,404人と、10年間で約1,900人の減少が予測されています。

これらを踏まえ、本計画では、子育て、教育施策の充実により若者が定住したくなる環境の整備、健康増進施策の推進による健康寿命の引き上げのほかに、福祉の充実や産業の振興など、様々な施策を重点的に取り組むことにより、平成37年の目標人口は、推計人口を1.3%引き上げた15,600人とします。

世帯数については、これまで核家族化が進んで増加傾向にありましたが、今後は、急激な人口減少も伴って、世帯数も徐々に減少することが予測されるため、平成37年の目標世帯数は6,700世帯とします。

○総人口の推移と見込み(表-1)

(単位:人)

区 分	平成 22 年 (国勢調査)	平成 27 年 (推計値)	平成 32 年 (推計値)	平成 37 年 (推計値)	備 考
人 口	18,216	17,353	16,530	15,600	目標値
			16,455	15,404	推計値
世 帯	6,608	6,860	6,830	6,700	目標値
			6,800	6,640	推計値

※平成22年は「国勢調査」のデータに基づく実績値。平成27年以降はコーホート要因法による推計値。





(2) 中之条町総合計画第5次構想の総括(旧中之条町分)

前回の計画においては、計画フレームの中で目標値を総人口16,500人、年少人口1,750人、老年人口5,550人としましたが、平成22年の六合村編入により、平成27年4月現在、住民基本台帳では総人口17,078人、年少人口1,722人、老年人口5,983人という結果で、総人口で578人増、年少人口で28人減、老年人口で433人増となり、総人口では目標値を上回りましたが、平成17年の総人口17,700人と比較すると622人減少しており、依然として過疎化、少子高齢化が進んでいる結果となっています。

(3) 年齢階層別人口

本町の年齢階層別人口は、平成22年では年少人口(0～14歳)が2,001人で11.0%、生産年齢人口(15～64歳)が10,193人で56.0%、老年人口(65歳以上)が5,995人で33.0%となっています。

今後は、年少人口及び生産年齢人口の減少だけではなく、高齢人口も減少し、人口減少が加速していくと予測されますが、まちづくりの基本目標に基づき、優先的、重点的な施策を展開することにより、人口の目標値を次のとおりとします。

○年齢階層別人口の推計と目標(表-2)

(単位: 人、%)

区 分	平成 22 年		平成 27 年		平成 32 年		平成 37 年		備 考
	人口	構成	人口	構成	人口	構成	人口	構成	
年少人口 (0～14 歳)	2,001	11.0	1,786	10.3	1,636	9.9	1,574	10.1	目標値
					1,632	9.9	1,554	10.1	推計値
生産年齢人口 (15～64 歳)	10,193	56.0	9,268	53.4	8,447	51.1	7,809	50.1	目標値
					8,407	51.1	7,711	50.1	推計値
老年人口 (65 歳以上)	5,995	33.0	6,299	36.3	6,447	39.0	6,217	39.9	目標値
					6,416	39.0	6,139	39.9	推計値
総人口 (年齢不詳を除く)	18,189	100.0	17,353	100.0	16,530	100.0	15,600	100.0	目標値
					16,455	100.0	15,404	100.0	推計値

※平成22年は「国勢調査」のデータに基づく実績値。平成27年以降はコーホート要因法による推計値。

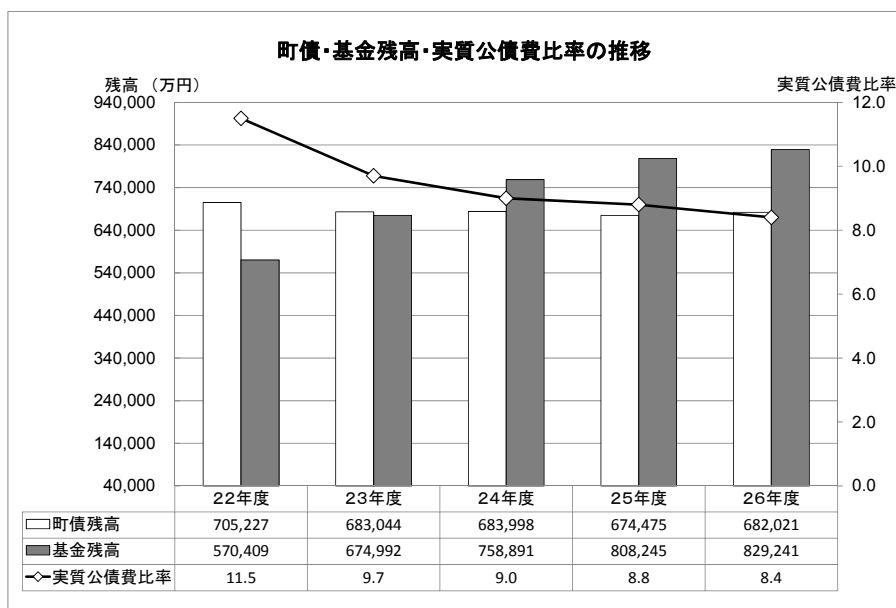
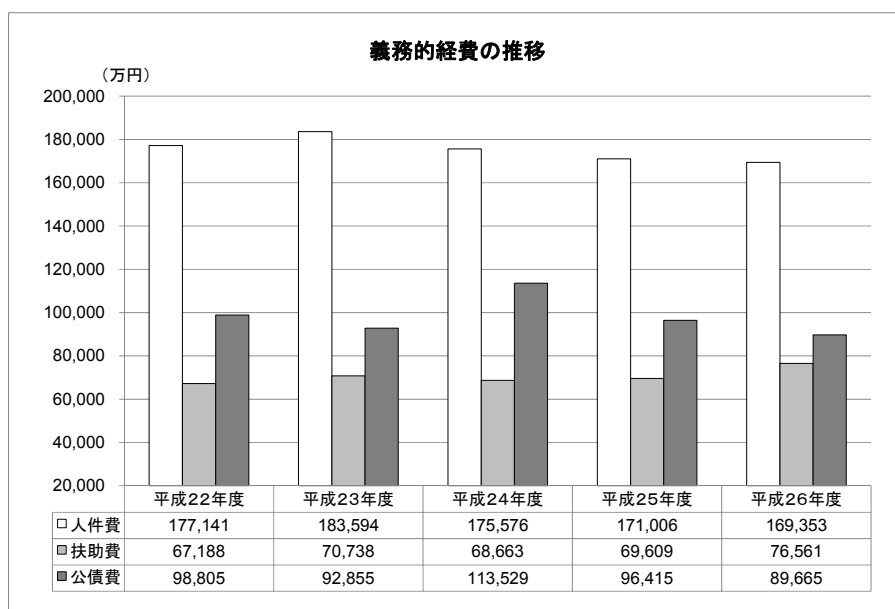
※総人口は、年齢不詳は除く。

2-3 財政フレーム

(1) 町の財政の状況

本町では、適正な行政サービスを提供し続けるために、総人件費の抑制、借入金残高の削減、財政調整基金の増額及び町税の収納率向上などによる財政の健全化を推進してきました。

町の財政状況は、財政健全化判断比率等の各種財政指標において、財政運営の健全性が保たれていることを示していますが、全国的な課題である少子高齢化の進行により増大する社会保障費及び公共施設の老朽化への対応が、本町においても大きな課題の一つとなっています。



※普通会計地方財政状況調査より



2-4 まちづくりのコンセプト

「自然と文化が響きあう

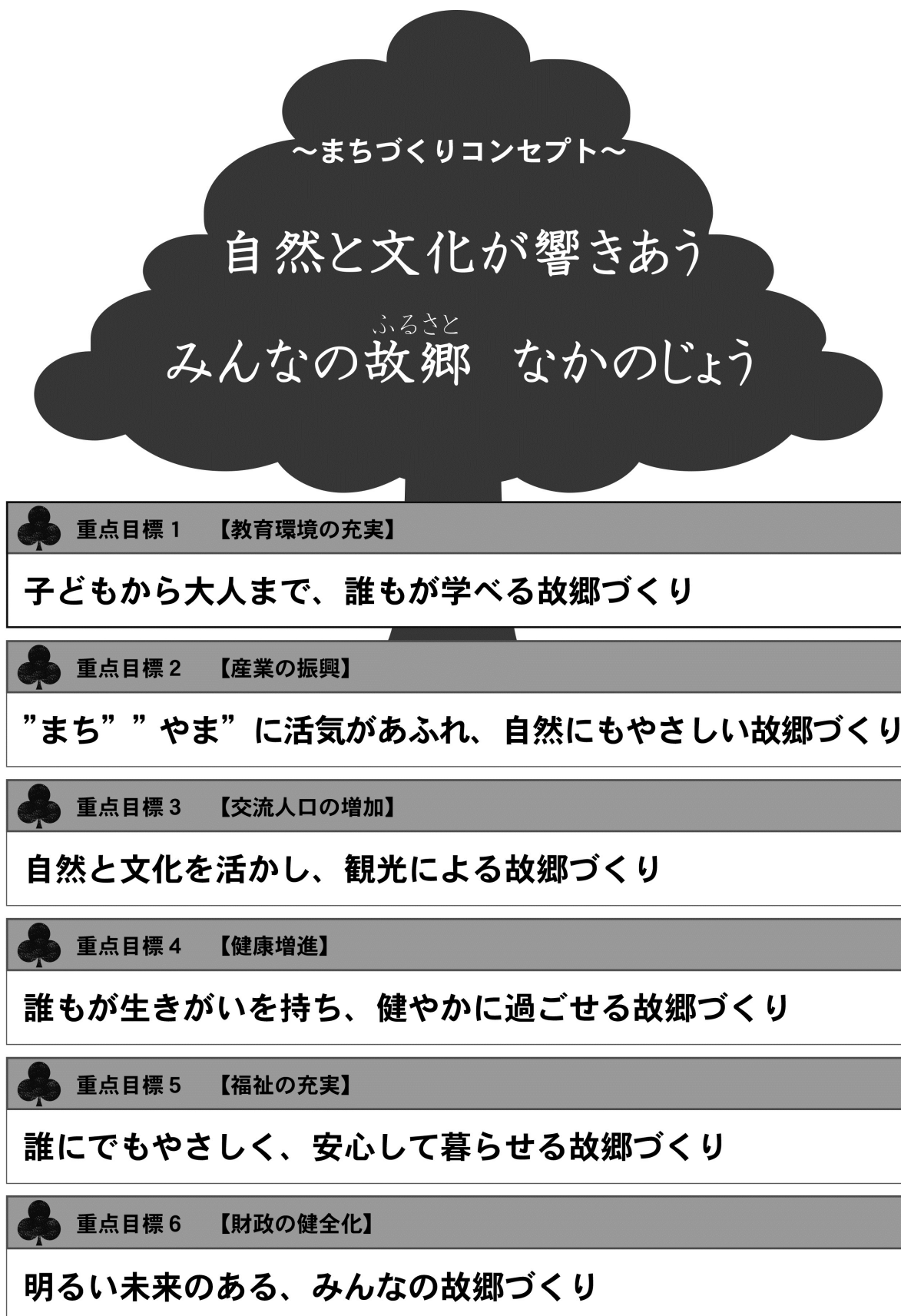
ふるさと みんなの故郷 なかのじょう」

町の現状と課題、人口の見通し、財政状況を踏まえ、まちづくりのコンセプトを「自然と文化が響きあう みんなの故郷^{ふるさと} なかのじょう」とし、これを実現するため、町の課題を迅速に認識し、民意を的確に捉え、牽引的な役割が期待される施策を優先的に展開していくため、方針の柱となる重点目標を6つとします。



2-5 6つの重点目標

(1) まちづくりのコンセプトと6つの重点目標の構成イメージ





(2) 各目標の説明

1

子どもから大人まで、

誰もが学べる故郷づくり

[教育環境の充実]

教育環境の充実として、平成27年度までに特別支援学校の開校と学校統合が進み、適正配置・適正規模での教育環境が整いつつありますが、引き続き、地域・保護者と問題を共有・検討する必要があります。

併せて、教育関連施設の整備を計画的に進めていくとともに、特別支援教育支援員等の配置、学校図書の実質、外国語教育の推進、地域コーディネーターによる地域・学校・家庭の連携強化など、豊かな心を育むための教育環境の実現を目指します。

幼児から高齢者まで幅広い世代のライフステージとニーズに応じた関連施設の整備や生きがいづくり、健康増進、技術向上などを促進させる事業の実施や関連団体への支援など、生涯にわたり学ぶための継続的支援の実質と学習環境の整備を進めます。

さらに、義務教育終了後も進学における負担軽減のため、町独自の奨学金制度の運用を検討します。

また、情報化の発展による青少年をとりまく環境が急激に変化しています。青少年が健やかに成長するよう、家庭・学校・地域がより一層連携を密にした健全育成活動の実質を図ります。

2

“まち”“やま”に活気があふれ、 自然にもやさしい故郷づくり

〔産業の振興〕

産業の振興として、産業構造の多様化、後継者不足による高齢化などが進む中、主要産業である農林業・商工業の活性化が必要です。

そのためには、町内業者の育成、廃校舎や空き家を活用した企業の誘致、起業支援策の充実による都市部からの人材確保を進めるとともに、観光客の呼び込み、ふるさと納税制度の活用やプレミアム付商品券など消費拡大による商業の活性化を促します。

豊富な森林資源を活用した木質ペレットの普及や木炭の製造、農産物の六次産業化・ブランド化などによる事業拡大に伴う雇用の創出と所得の増大を図り、定住促進に寄与するとともに、次代の担い手となる新規就農者、林業従事者の受け入れによる耕作放棄地の減少、森林の保全を進め、農林業の活性化を図ります。

また、再生可能エネルギーによる、エネルギーの地産地消を進め、持続可能な循環型社会の実現を図り、二酸化炭素の削減等自然環境への負荷を抑制します。



3

自然と文化を活かし、

観光による故郷づくり

[交流人口の増加]

人口の増加や町の活性化を図るには、交流人口を増加させることが効果的であり、地域の魅力発信と観光資源の保全、整備が必要です。

そのためには、すでに実施しているアート・スポーツイベントを地域の魅力として磨き上げるとともに、メディア等観光関係者と連携した効果的な広報と地域資源を活用したツアーの企画立案、看板の多言語化など外国人誘客にも対応できる環境の整備を進めます。

温泉に代表される観光資源の保全はもとより、関連施設を整え、付加価値をつけ誘客を促します。さらにラムサール条約に登録された芳ヶ平湿地群などの貴重な自然環境と歴史的、文化的価値のある遺産群など数多くの指定文化財を有しているため、それぞれの観光資源を結び付け、適正な維持管理を図るとともに、一連の物語を構築することで観光資源群としての活用を検討します。

また、都市部からのアクセスを向上させるため、起点となる駅周辺の整備を進めるとともに、観光に関わるインフラ整備を進め、公共交通機関の維持・充実を図ります。

4

誰もが生きがいを持ち、**健やかに過ごせる故郷づくり**

[健康増進]

健康の増進として、平均寿命が延伸し、健康で過ごせる期間だけでなく、不健康で過ごさざるを得ない期間も増え、医療費や介護給付費等が増えることが予想されることから、疾病予防、介護予防などの健康づくりの推進により健康で過ごせる期間(健康寿命)を延伸することが求められます。

そのためには、年齢を問わず幅広い世代が利用できる運動施設を整え、スポーツ等を通じた世代間交流を促進し、幼少期からの体力向上と生きがいづくりの場の提供を図ります。

また乳幼児から継続的な健康の管理による生活習慣病などの予防や予防接種の推進など予防対策を進めるとともに、疾病を早期発見し、早期治療に結びつけるために健康診査、保健指導の充実を図ります。

さらに、医療・介護・保健等の地域特性関連データを分析し、地域における問題とその課題を見出だし、解決策を検討することで効果の高い施策を講じます。



5

誰にでもやさしく、

安心して暮らせる故郷づくり

〔福祉の充実〕

福祉の充実として、安心して充実した生活を送るための環境整備を進めています。特に支援を必要とする子ども、高齢者、障がい者に対しては、地域・住民がともに支えあい助け合う意識を形成することが必要です。そのためには、待機児童ゼロを維持した上で、保育所等における時間外保育の充実による保護者の負担軽減と幼児教育の振興を図るとともに、共働き世帯の増加による子どもの放課後の居場所づくりを進めます。子どもたちが安心して健やかに過ごせる環境を整えます。また、妊娠・出産・育児への不安を軽減させるとともに、出会いの場の提供も進めていきます。

高齢者や障がい者に対しては、生きがいつくりと社会参加を促すとともに、地域と行政が連携し、孤立の防止、緊急時の対応などの検討を進め、医療・介護・生活支援など包括ケアシステムの構築を進めます。

また、交通弱者に対しての移動手段の確保、生活基盤の整備など交流人口の増加にも密接にかかわる公共交通機関の維持・確保に努めます。



明るい未来のある、

みんなの故郷づくり

[財政の健全化]

財政の健全化として、町財政状況は現在健全とされていますが、今後も計画的な運営を継続することが必要です。

そのためには、所有する資産の効率的な運用によるトータルコストの削減を図ることによる公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めるとともに、中長期的な財政計画による行政運営を適正に管理します。

歳出におけるチェック機能を充実させ、給付金、医療費等の適正化とともに、歳入に関わる税の公平化、適正化を図ります。

さらには、企業誘致、起業支援等産業の振興による町民所得の向上を図り、将来、子ども達に負担させない計画的な行政運営を行います。

3



基本計画

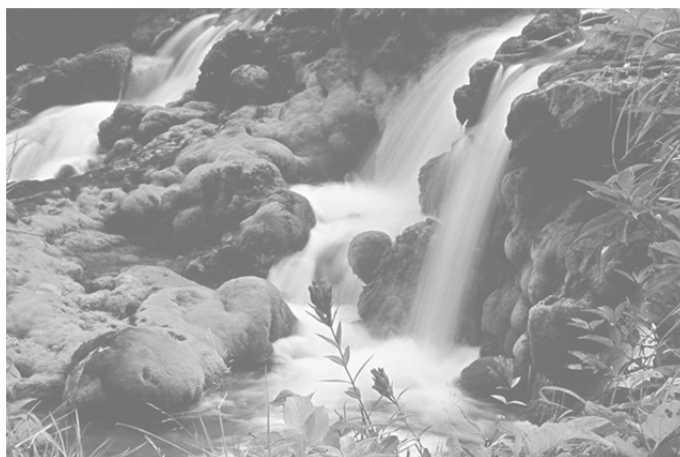
- 3-1 基本計画の概要
- 3-2 重点目標1「教育環境の充実」に関する施策
- 3-3 重点目標2「産業の振興」に関する施策
- 3-4 重点目標3「交流人口の増加」に関する施策
- 3-5 重点目標4「健康増進」に関する施策
- 3-6 重点目標5「福祉の充実」に関する施策
- 3-7 重点目標6「財政の健全化」に関する施策



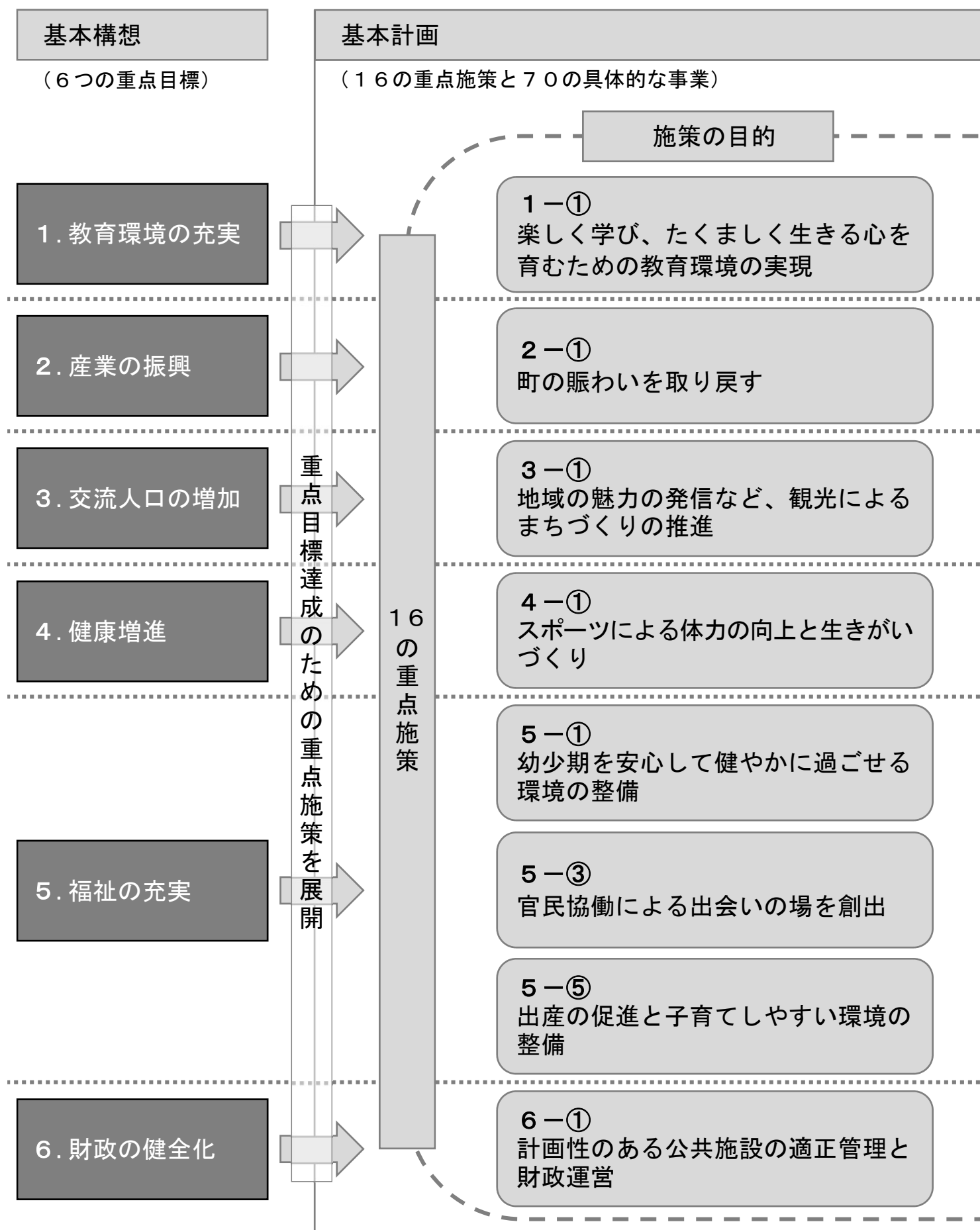
3－1 基本計画の概要

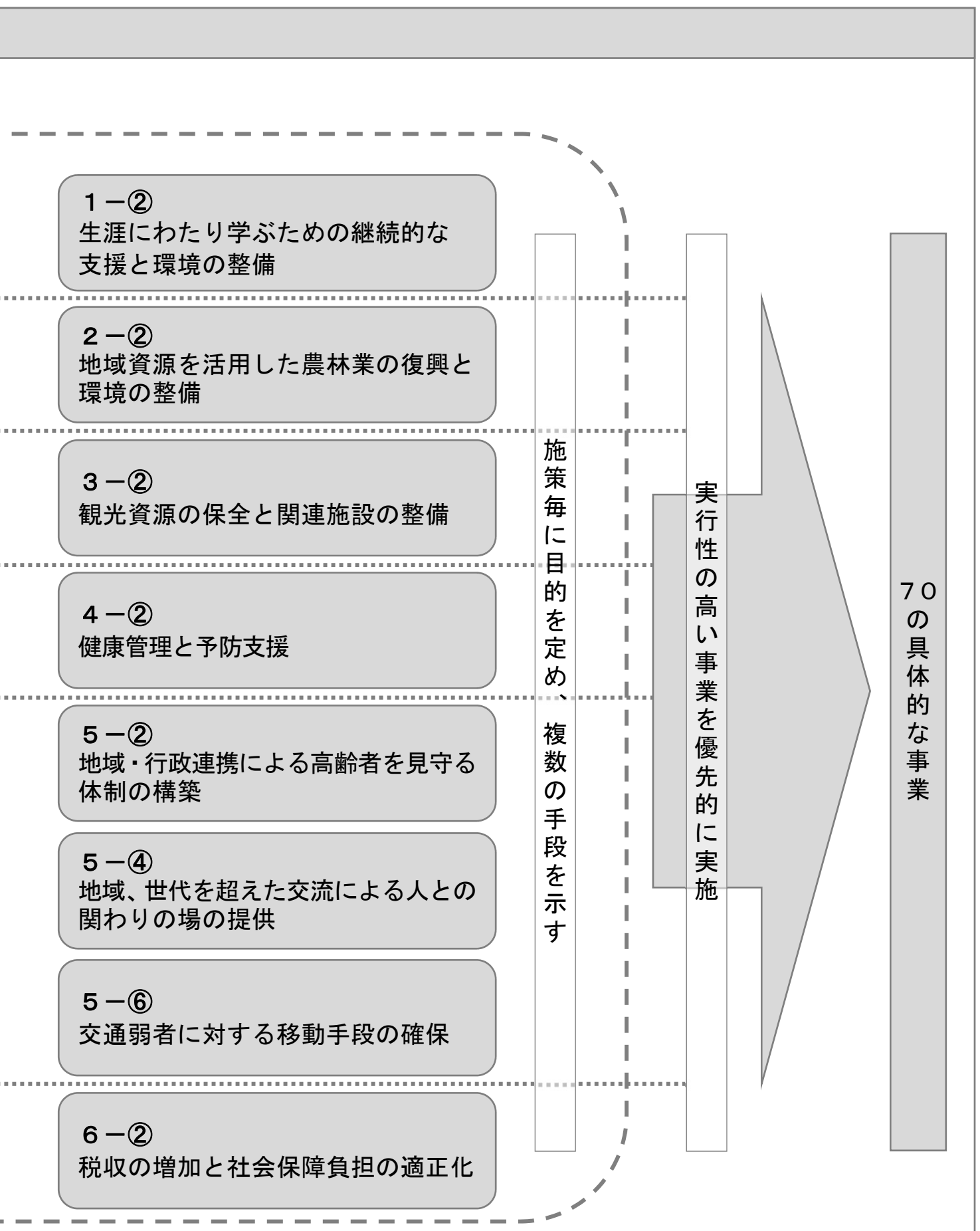
基本計画は、6つの重点目標を達成するために必要な16の重点施策を設定し、各重点施策毎に目的、手段及び事業を体系的に位置づけています。

なお、複数の重点目標の達成に関連する事業については、主となる重点施策に記載されています。



○ 6つの重点目標と16の重点施策の関係(イメージ)

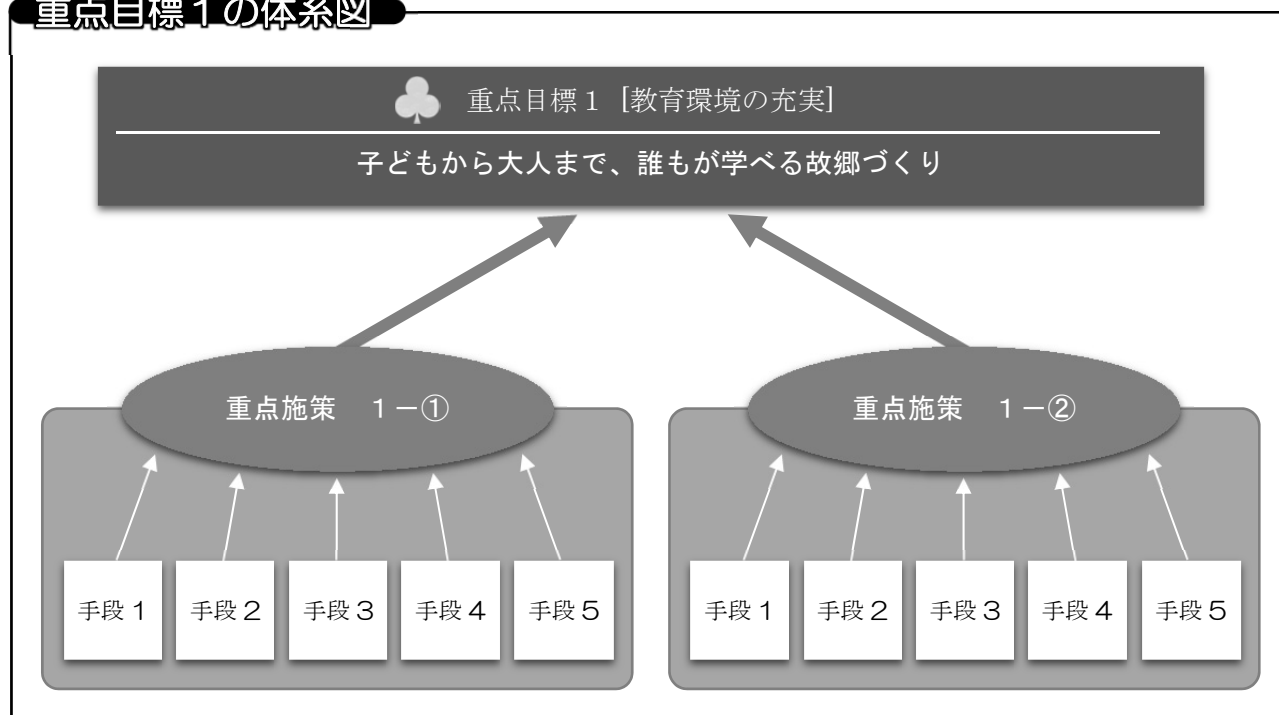




3-2 重点目標1「教育環境の充実」に関する施策

1 子どもから大人まで、誰もが学べる故郷づくり

重点目標1の体系図



(1) 重点施策1-①の内容

目 的	楽しく学び、たくましく生きる心を育むための教育環境の実現	
	手 段	
	手段1	学校運営について、地域・保護者と問題を共有・検討し、方向性を早期に示す。
	手段2	教育関連施設等の改修・更新を計画的に進め、安心・安全に学べる教育環境を整備する。
	手段3	特別支援教育支援員、学習支援員、英語教育指導員、心の相談員等の配置、学校図書 の充実、情操教育の振興、教材・教具の整備などによる学びやすい環境の充実を 図る。
	手段4	幼少期からの外国語教育を充実させ、コミュニケーション能力を養い、国際理解の 推進と異文化交流の促進に寄与する。
	手段5	地域と学校を結ぶコーディネーターを配置し、地域の教育力を学校教育に取り入 れ、地域・学校・家庭の連携を強化する。



具体的な事業

手段	事業名	事業の内容	関連課	関連重点目標
1	※学校の在り方の検討	生徒数の減少傾向は顕著であり、学校の在り方の方向性を早期に決定することが迫られているため、様々な選択肢を含めて検討する。	◎こども未来課	
2	スクールバス運行事業	園児・児童・生徒が使用するスクールバスの安心で安全な運行を確保するため、計画的な更新と管理体制の強化を行う。	◎こども未来課	
	小・中学校教育振興事業	子どもたちが学ぶ環境のソフト面の充実を図り、児童が楽しく学び、たくましく生きる心を育む。	◎こども未来課	
	※教育環境整備事業	子どもの健全な心身を育成するため、小・中学校、幼稚園、こども園の施設及び付帯設備等の維持改修を行い、機能性や安全性を高め、教育環境を充実させる。	◎こども未来課	6. 財政の健全化 (6-①)
3	心の相談事業	不登校生徒等の悩みの相談に応じ、個別カウンセリングから学校復帰までの支援を行う。	◎こども未来課	
4	外国青年招致事業	語学指導等による外国語教育の充実・国際理解の推進、異文化交流の促進を図るため、外国語活動、外国語科において、外国語を母国語として話す人材を活用する。	◎こども未来課	
5	学校支援地域本部事業	地域の教育力を学校の指導に取り入れ、地域・学校・家庭の連携の強化を図るとともにキャリア教育、情操教育を推進する。	◎こども未来課	

※印は、中之条町総合戦略に位置づけられている事業

◎印は、主管課

(2) 重点施策 1－②の内容

目 的	生涯にわたり学ぶための継続的な支援と環境の整備	
手 段	手段 1	奨学金制度の充実を図るため、返済期間の延長や貸付金額の増額、返済額の減額など所得が少ない世帯でも利用が可能な町独自の運用を検討する。
	手段 2	生涯学習の拠点となる社会教育施設と社会体育施設の改修を計画的に進め、教育、健康増進、生きがいづくりの場として整備し、地域文化の発信、競技スポーツ力の向上に寄与する。
	手段 3	地域から個人へ主体が変化する中、地域及び世代間の連携・交流の活性化を担う地域団体を支援する。
	手段 4	情報化の進展による青少年をとりまく環境が急激に変化する中、青少年の健やかな成長を守るため、家庭・学校・地域が連携した健全育成を推進する。
	手段 5	幼児から高齢者まで幅広い世代のライフステージとニーズに応じた学習関連施設と学習メニューを提供し、健康で心豊かな生活の実現と運動技術の向上を図る。

具体的な事業

手 段	事業名	事業の内容	関連課	関連重点目標
1	※奨学金制度の拡充	低所得者層が、より借りやすくなるように、現在の奨学金制度を拡充する。	◎こども未来課	
2	※運動施設運営事業	青少年の健全育成から高齢者の健康維持まで幅広い人々の生活を豊かにするために、運動施設を安全で快適に使用できるよう運営し、体力の向上と健康増進、競技スポーツのレベル向上と運動施設を活用した交流人口を増加させる。	◎生涯学習課	3. 交流人口の増加（3－②） 4. 健康増進（4－①） 6. 財政の健全化（6－①）
	※文化施設運営事業	生涯学習の意識の高まりとともに、自主的な学習活動が活発化している中、学習活動の場として設備等の改修を計画的に進めるとともに、地域文化活動の拠点として町民がより利用しやすくなるよう施設機能を充実させる。 また、町民の教養の向上や調査・研究などの活動に資するため、資料を充実させる。	◎生涯学習課	3. 交流人口の増加（3－②） 6. 財政の健全化（6－①）



手段	事業名	事業の内容	関連課	関連重点目標
3	※総合型地域スポーツクラブの活動支援事業	世代を超えて多くの人がスポーツ等で交流し、健康で豊かな人生を送れることを目的とし、小学生、親子を対象とするスポーツやレクリエーションを実施する総合型地域スポーツクラブの活動を支援する。	◎生涯学習課	4. 健康増進（4－①）
	社会教育関係団体育成支援事業	地域主体から個人主体へと情勢が変化中、地域の活性化を図るには、社会教育関係団体の活動がとても重要になるため、社会教育関係団体が継続及び充実した活動ができるよう支援する。	◎生涯学習課	
4	青少年健全育成事業	電子メディア等の発達により、青少年をとりまく環境が急激に変化している中、青少年が健やかに成長していくため、家庭・学校・地域がより一層連携を密にした青少年健全育成活動を充実させる。	◎生涯学習課	
5	※生涯学習支援事業	子どもたちには「生きる力」を、成人には自立した人間として力強く生きる「総合的な力」が求められているため、それぞれのライフステージに応じた学びが生涯にわたって保障され、そこで学んだことがあらゆる場面で活かされる環境を提供するとともに、町民のニーズを的確に捉えた学習を提供し、学びの場を通じて、人々の交流とつながりを深め、連帯感を育む。	◎生涯学習課	
	保健体育推進事業	スポーツ活動を推進し、幼児から高齢者までの幅広い町民が運動を通して心身ともに健康を増進し、運動技術を向上できる体制づくりを行う。 また、スポーツイベントの実施と各団体への支援を行うことにより、より多くの人々が運動の楽しさを実感するとともに、交流人口を増加させる。	◎生涯学習課	3. 交流人口の増加（3－①） 4. 健康増進（4－②）

※印は、中之条町総合戦略に位置づけられている事業

◎印は、主管課

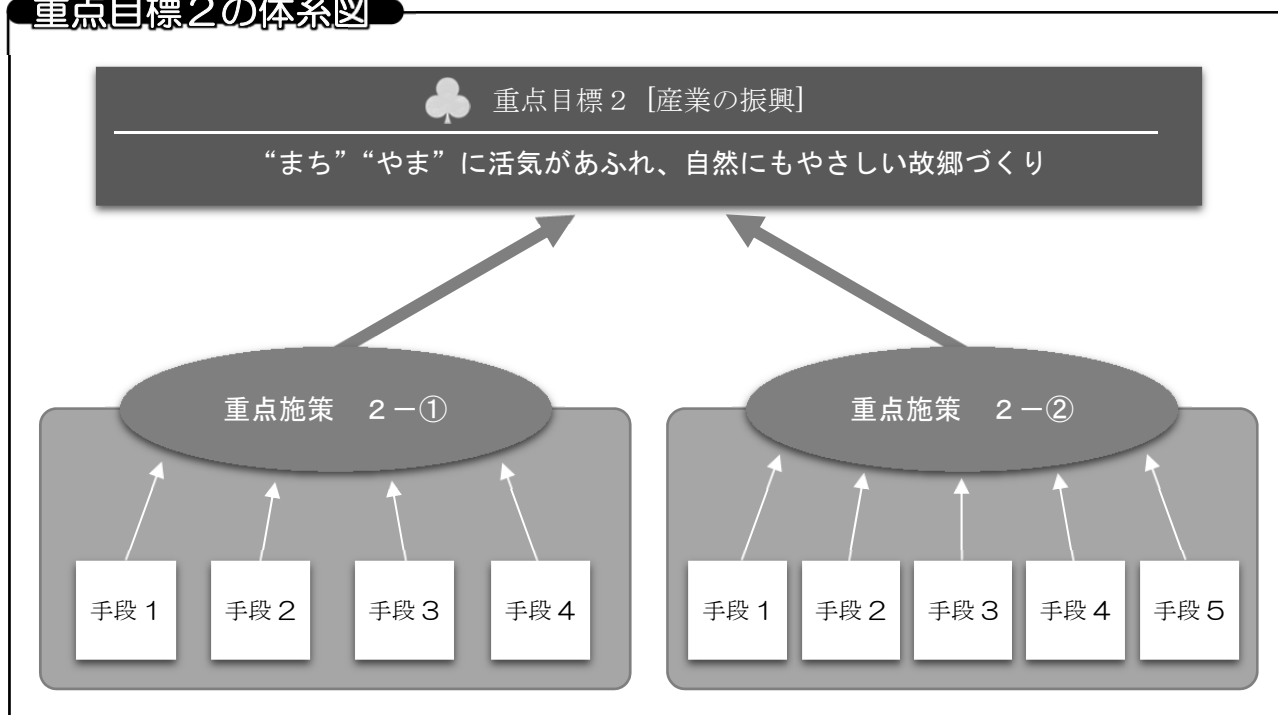
3-3 重点目標2「産業の振興」に関する施策

2

“まち” “やま” に活気があふれ、

自然にもやさしい故郷づくり

重点目標2の体系図



(1) 重点施策2-①の内容

目 的	町の賑わいを取り戻す	
	手段1	移転企業への優遇措置を充実させるとともに、空き家、空き店舗、廃校などの活用による初期投資の抑制を図り、起業しやすい環境を整える。
	手段2	誘客事業、新規出店者支援、感謝券やプレミアム付商品券など消費拡大施策により、町内事業者の活性化を促進する。
	手段3	消費生活の多様化に対する消費者の安全を守るため、注意喚起を促す。
	手段4	生活環境の向上を図るため、住宅リフォームや住宅取得に係る勤労者の負担を軽減するとともに、町内関係事業者の育成及び支援を行う。



具体的な事業

手段	事業名	事業の内容	関連課	関連重点目標
1	チャレンジ ショップ出店 支援事業	商店街の賑わいの創出と商業の活性化のため 空き店舗を商業施設等として新たに利用する ための改修に要する経費や出店の用に供する ための建物の賃借料を補助する。	◎観光商工課	
	※空き家等適 正管理・有効活 用対策事業	空家等対策の推進に関する特別措置法及び中 之条町空家等の適正管理及び活用促進に関す る条例の施行により、住民の空き家に対する意 識は高まってきているため、空き家等の適切な 管理及び有効活用に関して、空き家等の解体、 リフォームの費用、家賃の助成等対策を講じ る。	◎企画政策課 ◎建設課 観光商工課 総務課 保健環境課 税務課	
	※企業誘致・起 業支援推進事 業	立地条件を活かし、先端技術も見据えながら、 経済活性化に資する企業を誘致し、雇用を創出 する。 また、起業支援により、移住促進とそれに伴う 地域の活性化と雇用の創出に繋げる。	◎企画政策課 観光商工課 総務課 税務課 建設課	6. 財政の健全化 (6-②)
2	プレミアム付 商品券発行事 業補助事業	地域経済の活性化及び生活支援を図るため、商 品券を発行することにより、個人消費の喚起、 消費者へのサービスを行う。	◎観光商工課	
3	消費生活対策 事業	振り込め詐欺等への注意喚起や、商品、サービ ス、契約トラブル、多重債務等、多様化する消 費生活に対応するための情報提供を行う。	◎観光商工課	
4	住宅リフォー ム補助事業	町民の生活環境の向上及び定住促進に資する とともに、町内産業の活性化及び雇用の促進を 図るため、住宅の改築等に係る費用に対し、補 助を行う。	◎観光商工課	
	※勤労者住宅 建設資金利子 補給事業	勤労者の住宅建設資金に対し利子補給の措置 を講じ、住宅建設を促進し、福祉の向上と定住 化を進める。	◎観光商工課	

※印は、中之条町総合戦略に位置づけられている事業

◎印は、主管課

(2) 重点施策２－②の内容

目 的	地域資源を活用した農林業の復興と環境の整備	
手 段	手段 1	木質ペレットの普及や木炭の製造など豊富にある森林資源の活用を促進し、若年層の雇用の場を確保するとともに、林業従事者の呼び込みを推進する。
	手段 2	すでにある農産物の品質向上と新たな特産品の掘り起しを促進し、ブランド化を進め、付加価値による所得の増大、販路の開拓を図る。
	手段 3	新規就農希望者を受け入れ、担い手の確保、耕作放棄地対策を推進する。
	手段 4	農業者の所得向上に資するため、農地の流動化を図り、農業用施設の健全な保全、計画的なインフラの整備を推進する。
	手段 5	太陽光、小水力、木質バイオマス等再生可能エネルギーの活用を進め、地球温暖化防止や低炭素社会、持続可能な循環型社会の実現を図り、二酸化炭素の削減等自然環境への負荷を抑制する。

具体的な事業

手 段	事業名	事業の内容	関連課	関連重点目標
1	※林業雇用拡大推進事業	林業振興を図り、雇用を創出する。	◎農林課	
	※木質ペレット活用推進事業	豊富な森林資源を活用した木質ペレット事業により、林業従事者数の増加と木材素材生産量を拡大するとともに、適正な森林管理による有害鳥獣対策に寄与する。	◎農林課	
2	※おいしいお米づくり支援事業	地元産で食味値が80以上のお米をブランド米「花ゆかり」と名付け、その生産と販路開拓を支援する。	◎農林課	
	※花き栽培支援事業	ブランド「六合の花」として花き栽培、販売等が行われ、地域形成の一躍を担っているが、より地域の活性化を図るための支援を行う。	◎農林課 六合振興課	
3	※新規就農者支援事業	農業における担い手不足を解消するため、都市部からの移住を推進し、若年層に限らずシニア層に対しても新たに農業に従事する人を支援し、持続的で力強い農業構造を実現する。	◎農林課	



手段	事業名	事業の内容	関連課	関連重点目標
4	耕作放棄地対策事業	失えば二度と取り戻すことのできない美しい農村環境を守るために、農地、農業用施設の健全な保全を進めるとともに、平場との経営格差を是正するために、農地の傾斜度に応じた交付金による農業者の所得向上を図り、農地荒廃化を防ぐ。	◎農林課	
	農村インフラ整備事業	用水、農道、水門などといった農村インフラを、経年劣化による新設を行わなくてもよいように、計画的に改修を行っていき、農業経営の持続性を補完する。	◎農林課	
5	※再生可能エネルギー推進事業	地域資源である再生可能エネルギーの活用を通じて、地域経済の活性化につながる取り組みを推進し、循環型社会のまちづくり及び地域社会の持続的な発展に寄与する。	◎企画政策課 農林課	

※印は、中之条町総合戦略に位置づけられている事業

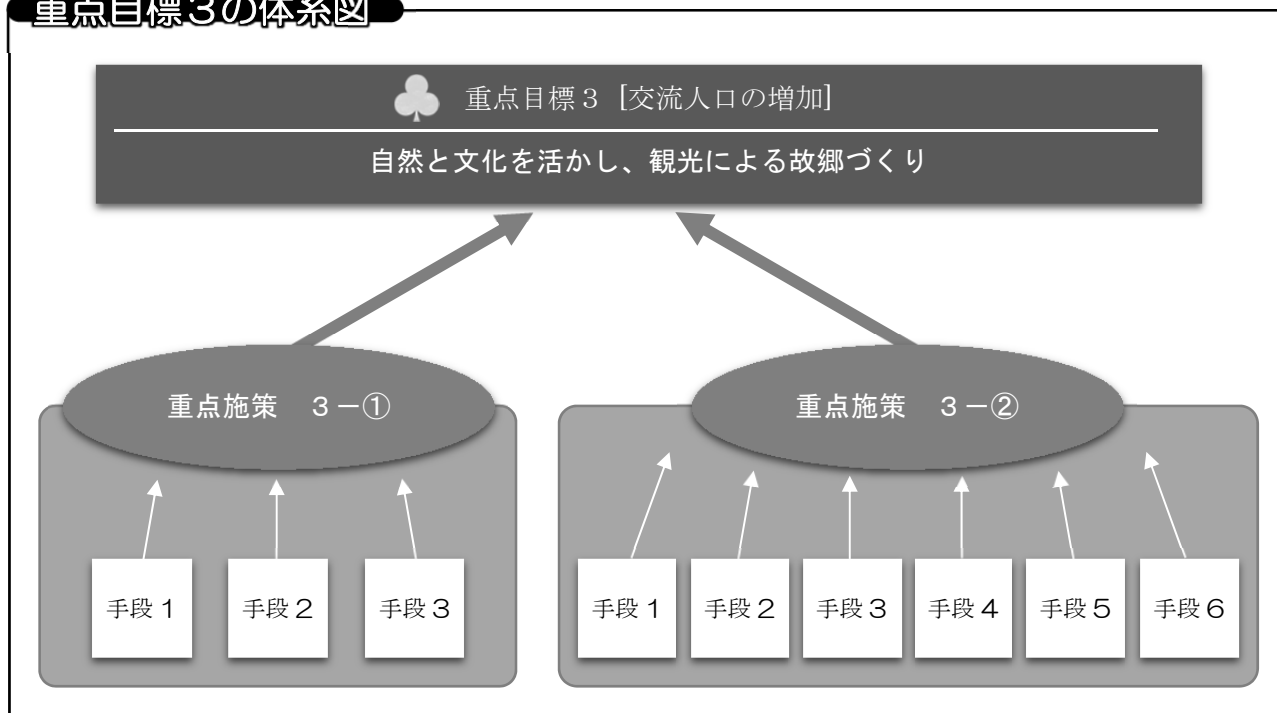
◎印は、主管課



3-4 重点目標3「交流人口の増加」に関する施策

3 自然と文化を活かし、観光による故郷づくり

重点目標3の体系図



(1) 重点施策 3-①の内容

目的	地域の魅力の発信など、観光によるまちづくりの推進	
手段	手段 1	中之条ビエンナーレ、中之条まちなか5時間リレーマラソンなどの誘客事業を磨き上げ、地域の魅力として広く発信する。
	手段 2	観光案内の多言語化など、国際的な観光振興を図り、地域資源を活用した着地型ツアーの造成を支援する。
	手段 3	記者招待会や旅行代理店、出版社等へのフォローアップなどメディアとの連携を図り、イベント情報の発信やツアーの企画立案を推進する。



具体的な事業

手段	事業名	事業の内容	関連課	関連重点目標
1	※スパトレイル〔四万 to 草津〕開催事業	トレイルランニングを通じて自然への理解を深め、自然を敬う精神を養うと共に、地域と関係者がふれあい、地域の魅力を広く発信して交流人口の増加と地域活性化に寄与する。	◎企画政策課 観光商工課 生涯学習課 六合振興課	2. 産業の振興 (2-①)
	※中之条ビエンナーレ開催事業	2年に1度開催される現代アートの祭典を木造校舎、古民家、森の中等町全体を会場として開催しているが、さらに作品展示、演劇、ワークショップ等の内容を拡充し、より観光客を誘客し、交流人口を増加させる。	◎企画政策課	2. 産業の振興 (2-①)
	※中之条まちなか5時間リレーマラソン開催事業	市街地を舞台にした5時間のリレーマラソンを拡充し、交流人口を増加することで商店街の販売額向上を図り、観光消費額を増大させる。	◎生涯学習課	2. 産業の振興 (2-①)
2	※インバウンド対策事業	近年増加し続けている訪日外国人旅行者に対応するため、情報内容の多国語化等を行うとともに、旅行代理店へのツアー造成を働きかける。	◎観光商工課	
	着地型ツアー造成促進事業	本町の観光素材及び近隣市町村の観光素材を組み合わせた着地型ツアーを企画し、交流人口を増加させる。	◎観光商工課	
3	観光宣伝事業	記者招待会や旅行代理店、出版社等へのフォローアップを中心にツアー造成とメディア露出を進めるとともに、町イベント情報のリリースや観光素材の提供を行い、知名度を上昇させる。	◎観光商工課	

※印は、中之条町総合戦略に位置づけられている事業

◎印は、主管課

(2) 重点施策 3－②の内容

目的	観光資源の保全と関連施設の整備	
手段	手段 1	温泉地の活性化だけではなく、宿泊客が利用できる運動及び文化施設を整備し、温泉宿泊に付加価値を付け、誘客を促進する。
	手段 2	トイレ、遊歩道、周遊コース等を整備し、野反湖やチャツボミゴケ公園、芳ヶ平湿地群などの貴重な自然環境を保全する。
	手段 3	国指定等文化財の適正な維持管理を行い、観光資源として活用する。
	手段 4	ラムサール条約に登録された芳ヶ平湿地群に属するチャツボミゴケ公園や旧太子駅など、戦後復興で大きな役割を果たした群馬鉄山に関する資源による一連の物語を構築し、観光資源群として活用する。
	手段 5	農業と観光資源を結び付けて、農山村が有する景観を活かした交流型農村事業を展開し、持続可能な町内農業モデルを示す。
	手段 6	観光拠点間の連携を高めるため、町の玄関口であるＪＲ中之条駅と複合的な拠点であるふるさと交流センターつむじ周辺等インフラを整備するとともに、都市部からのアクセスを向上させるため、公共交通機関の充実を図る。

具体的な事業

手段	事業名	事業の内容	関連課	関連重点目標
1	(再掲)			
2	観光施設環境整備事業	野反湖など豊かな自然をはじめとする観光資源を保全・維持するとともに、観光客を誘導する温泉地などの観光拠点を充実する。	◎観光商工課 六合振興課	
	※芳ヶ平湿地群推進事業	芳ヶ平湿地群のラムサール条約登録を踏まえ、関係省庁及び関係部局と連携し、「湿地の保全」、「湿地の賢明な利用」、「交流・学習」など、適切に維持・活用する。	◎企画政策課 観光商工課 生涯学習課 六合振興課	
3	※文化財等維持事業	今日まで守り伝えられてきた貴重な財産である文化財等を維持管理し、活用することで、観光客を呼び込み、交流人口を増加させる。特に、県の重要文化財である「旧吾妻第三小学校」を活用している博物館での展示の充実を図るとともに、町の歴史や文化を積極的に発信する。	◎生涯学習課	
	東谷風穴保存整備事業	国指定史跡である東谷風穴蚕種貯蔵所跡を適切に保存し、活用する。	◎生涯学習課	



手段	事業名	事業の内容	関連課	関連重点目標
4	産業遺産群整備事業	群馬鉄山の中核であったチャップミゴケ公園、強酸性の水を中和している上州湯ノ湖、日本近代土木遺産に指定されている吾嬭橋、戦中・戦後復興で大きな役割を果たした旧太子駅に加え、赤岩地区等の関連施設を中之条町六合地区産業遺産群とし、駅舎復元を中核とした整備を進め、戦中戦後にかけての歴史的文化・伝統を語る物語を構築し、観光資源とする。	◎企画政策課 観光商工課 建設課 生涯学習課 六合振興課	
5	※日本で最も美しい村整備事業	失えば二度と取り戻すことのできない景観・文化を守り、住みやすいまちづくりを進めるため、町民が経済活動しやすい基盤整備や、子育て環境を充実する。	◎企画政策課	
	美野原農業公園構想	美野原、成田地区に於いて、200ha の耕地とその景観を活かし、交流型農村事業の展開を図り、持続可能な町内農業モデルを示すとともに、花の駅美野原を核とした地域資源を活かした観光事業を同時に展開することで、他地域における農業の活性化と交流人口を増加させる。	◎農林課	
6	※地域交通網整備事業	中山間地や古くからの市街地（集落）に所在する観光拠点に繋がる狭小な周辺道路等の整備を進め、公共交通機関を含む交通手段を確保し、観光目的の利用者のほか、子ども、高齢者、妊婦、障がい者等町民が住みやすい地域交通網の整備を進めるとともに、都市部とのアクセスを向上させる地域高規格道路への接続道を整備し、定住促進と交流人口を増加させる。	◎企画政策課 ◎建設課	5. 福祉の充実（5－⑥）
	※駅周辺及び複合的拠点整備事業	観光客及び通勤通学目的の利用者の玄関口であるJR中之条駅及び周辺地域における交通機能の強化を進める。 景観に配慮した複合的な拠点整備を進め、コンパクトシティに向けたまちづくりを進める。	◎建設課	6. 財政の健全化（6－①）

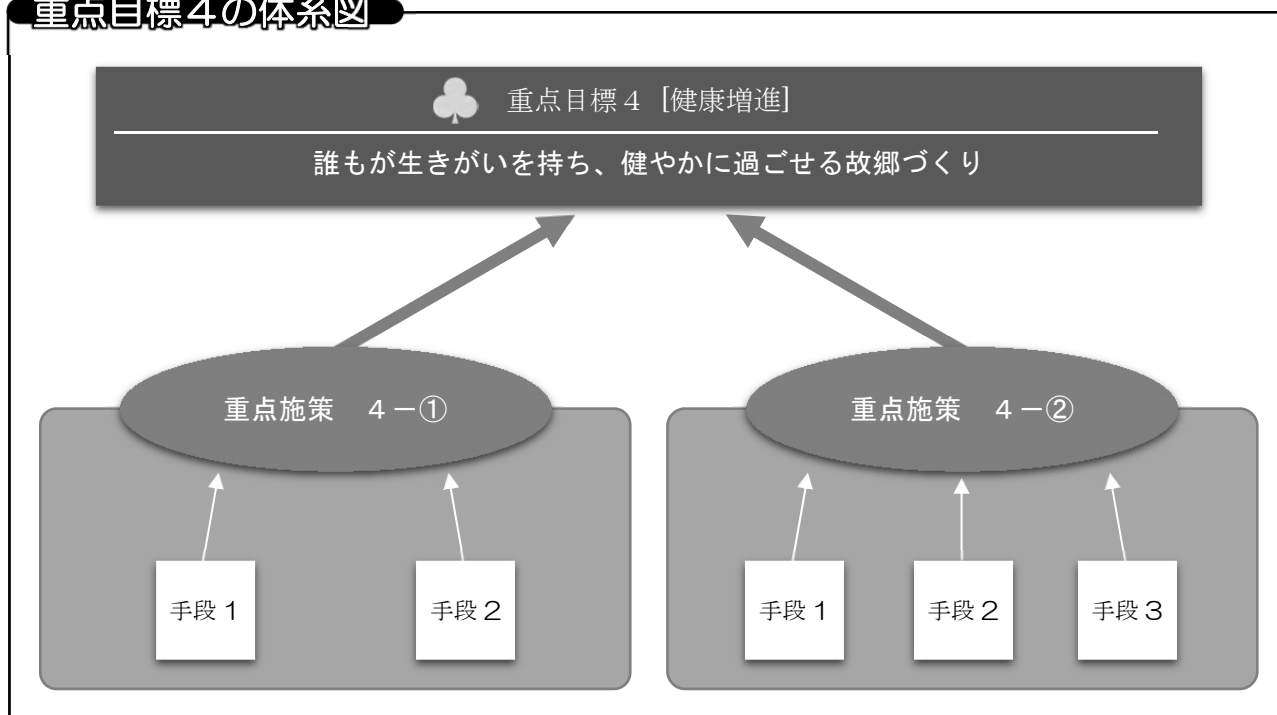
※印は、中之条町総合戦略に位置づけられている事業

◎印は、主管課

3-5 重点目標4「健康増進」に関する施策

4 誰もが生きがいを持ち、 健やかに過ごせる故郷づくり

重点目標4の体系図



(1) 重点施策 4-①の内容

目的	スポーツによる体力の向上と生きがいづくり	
手段	手段 1	幅広い世代が安全・快適に使えるよう運動施設を計画的に整備する。
	手段 2	スポーツを通じた世代間交流を目的とする団体とイベントへ支援する。

※重点施策 4-①の手段となる事業については、重点施策 1-②と関連があるため、すでに掲載されています。



(2) 重点施策 4－②の内容

目的	健康管理と予防支援	
手段	手段 1	継続的な健康診査及び保健指導により、疾病の早期発見と早期治療による健康の維持・改善、重症化の予防を図る。
	手段 2	乳児期からの健康の管理による生活習慣病の予防や適正な予防接種の推進などに始まり、健康診査や保健指導、健康づくり事業など生涯にわたる取り組みに努め、健康寿命の延伸を図る。
	手段 3	地域特性を分析し、効果的で効率的な健康増進策を講じる。

具体的な事業

手段	事業名	事業の内容	関連課	関連重点目標
1	健康づくり推進事業	がん検診や特定健診などをはじめ、定期的・継続的な健康診査や保健指導、介護予防事業などの健康づくり事業を実施することで、住民の健康の維持・増進を図るとともに、社会保障負担等の低減安定化に寄与する。	◎保健環境課 ◎住民福祉課	6. 財政の健全化 (6－①)
2	健康管理事業	町民の健康の保持増進のため、健康管理等への指導助言を行う。	◎こども未来課 ◎住民福祉課	
	※予防事業	予防接種の適切な実施と接種率の向上により、感染性疾病による重篤化を防ぐとともに、任意の予防接種費用への補助を行い、感染予防の推進とそれに係る経済的負担を軽減する。	◎保健環境課	
3	データヘルス事業	医療や介護、地域特性を分析し、効果的かつ効率的な保健事業を実施する。	◎住民福祉課 保健環境課	

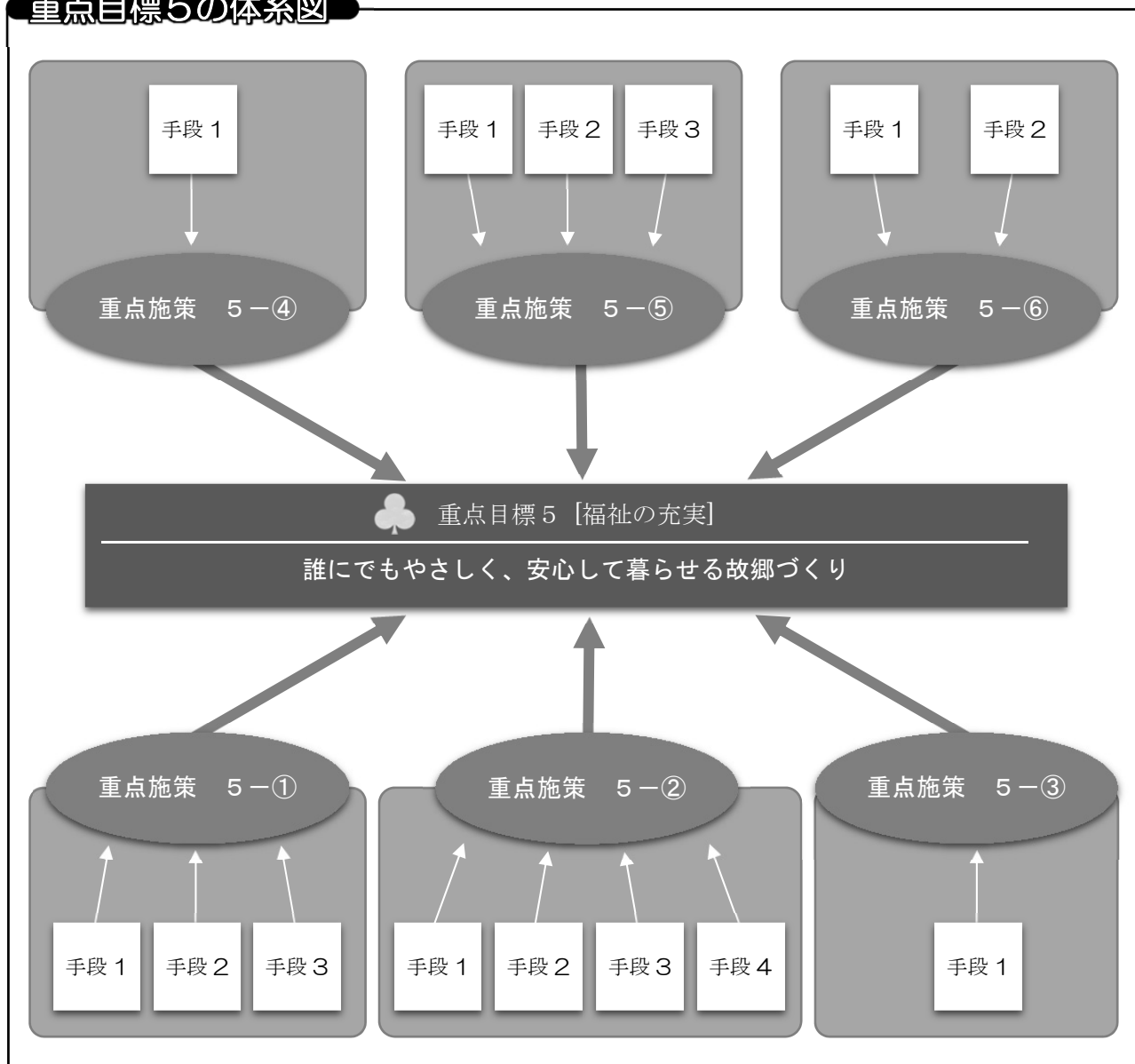
※印は、中之条町総合戦略に位置づけられている事業

◎印は、主管課

3-6 重点目標5「福祉の充実」に関する重点施策

5 誰にでもやさしく、安心して暮らせる故郷づくり

重点目標5の体系図





(1) 重点施策5－①の内容

目的	幼少期を安心して健やかに過ごせる環境の整備	
手段	手段1	一時預かり保育、時間外保育等を充実させるなど、幼児教育の充実を図る。
	手段2	放課後の子どもの居場所づくりを推進し、子どもの孤立を防ぐとともに、共働きやひとり親等の家庭の負担を軽減する。
	手段3	育児不安や児童虐待を早期発見し、早期対応を図る。

具体的な事業

手段	事業名	事業の内容	関連課	関連重点目標
1	幼児教育振興事業	人間形成に大切な幼児期を健やかに過ごせるよう教育環境を整備し、幼児教育の充実と両親の就労等に対する子どもの負担を軽減する。	◎こども未来課	
2	※放課後対策事業	子どもの生活・教育・保育環境を整えるとともに、近所、各種団体など地域の力を借り、放課後の子どもの居場所づくりを進め、子ども及び家庭の不安や孤立感を解消する。	◎住民福祉課	
3	要保護児童対策事業	支援が必要な家庭や児童を早期発見し、対応するとともに、適切に保護することができる体制を整える。	◎住民福祉課	

※印は、中之条町総合戦略に位置づけられている事業

◎印は、主管課

(2) 重点施策5-②の内容

目的	地域・行政連携による高齢者を見守る体制の構築	
手段	手段1	高齢者の孤立化を防ぐとともに、緊急時の対応や安否確認ができる環境の整備を推進する。
	手段2	在宅での医療・介護による経済的・心的負担を軽減する。
	手段3	高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進に寄与する活動に対して支援する。
	手段4	高齢者の医療・介護・生活支援・予防・住まいに関するサービスを一体的に提供できる体制の構築を推進する。

具体的な事業

手段	事業名	事業の内容	関連課	関連重点目標
1	ひとり暮らし 高齢者等見守 り事業	ひとり暮らしの高齢者等を見守るための訪問の実施や、緊急通報システムによる独居や高齢者のみの世帯の緊急時の対応と安否の確認ができる環境を整える。	◎住民福祉課	
	高齢者支援事業	高齢者の生きがいづくり、在宅生活困難者対策、高齢者の孤立防止等に対し、各種高齢者団体を支援し、高齢者の社会参加の促進と健康を保持する。	◎住民福祉課	
2	在宅介護支援事業	在宅介護者の心身の負担を軽減し、より良い在宅介護が継続できるよう支援するとともに、在宅介護における紙おむつ等の消耗品や自助具に係る費用を補助し、経済的負担を軽減する。	◎住民福祉課	
3	生きがい活動支援事業	健康で元気な高齢者の生きがいづくりと社会参加促進を図るため、高齢者同士の交流機会と、生きがいのある生活を確保する。	◎住民福祉課	
4	地域包括ケアシステム構築事業	介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で生活ができるように地域で見守り支援をしていくシステムを構築する。	◎住民福祉課 保健環境課 建設課	

※印は、中之条町総合戦略に位置づけられている事業

◎印は、主管課



(3) 重点施策 5－③の内容

目的	官民協働による出会いの場を創出		
手段	手段 1	積極的に独身男女の交流イベントを実施するとともに、実施団体を支援する。	

具体的な事業

手段	事業名	事業の内容	関連課	関連重点目標
1	※出会いの場づくり事業	少子化の要因の一つでもある未婚化、晩婚化に対する取り組みとして、独身男女の出会いの場となる事業を支援するとともに、積極的に実施する。	◎住民福祉課	

※印は、中之条町総合戦略に位置づけられている事業

◎印は、主管課

(4) 重点施策 5－④の内容

目的	地域、世代を超えた交流による人との関わりの場の提供		
手段	手段 1	地域、世代を問わず、交流できる環境を整える。	

具体的な事業

手段	事業名	事業の内容	関連課	関連重点目標
1	世代間交流促進事業	少子高齢化等の影響による核家族の増加と、各家庭における子どもの数の減少により、地域、世代間、家庭内での人間関係が単純化してきているため、地域、世代間でのかかわりを持ち、人と人との交流の中から学び、知識を得ることができる環境を提供する。	◎住民福祉課	

※印は、中之条町総合戦略に位置づけられている事業

◎印は、主管課

(5) 重点施策5－⑤の内容

目的	出産の促進と子育てしやすい環境の整備	
手段	手段1	妊娠、出産、育児に関する悩み、不安の解消を支援する。
	手段2	安心して出産・育児ができる環境を整える。
	手段3	育児による経済的負担の軽減を図る。

具体的な事業

手段	事業名	事業の内容	関連課	関連重点目標
1	保育環境整備事業	保育を必要とする幼児に保育を行うための環境を整備するとともに、多子世帯の経済的負担を軽減する。	◎こども未来課 ◎住民福祉課	
	※子育て支援事業	子育て中の保護者と児童の孤立化を防ぎ、育児に関する悩みなどの相談相手や子どもの遊び相手を確保するため、子育てサークルの活動を支援するとともに、相談員による支援が必要な世帯の早期発見・相談・見守り等を行う。	◎住民福祉課	
	※育児等健康支援事業	妊娠から出産・育児に係る時期に両親の持つ不安や健康への相談を行うとともに、育児グッズの提供、情操教育の推進、チャイルドシートの購入補助等、健康支援から安心して安全な育児支援まで一貫した育児のしやすい環境を整える。	◎保健環境課	
2	※安心出産サポート事業	第2子以上を出産した夫婦への出産奨励金の支給や出産待機に係る宿泊費補助など、安心して出産できる環境を整え、出産を促進する。 また、出産を希望しているが、妊娠できない夫婦への相談支援及び不妊治療等の費用助成などの支援を行う。	◎住民福祉課 ◎保健環境課	
	※産婦人科・小児科等医療連携事業	子どもと母親にとって重要な時期である妊娠期から乳幼児期は、不安が大きいとため、地域における産婦人科並びに小児科の維持について医療機関等と連携し、医療体制を充実させる。	◎保健環境課	
3	※乳児おむつ等購入費助成事業	出産に伴い必要となるおむつ等の購入費を補助し、育児に係る経済的負担を軽減する。	◎住民福祉課	

※印は、中之条町総合戦略に位置づけられている事業

◎印は、主管課



(6) 重点施策5－⑥の内容

目的	交通弱者に対する移動手段の確保	
手段	手段1	交通手段に制限を受ける高齢者、障がい者の経済的な負担を軽減し、地域生活の支援を行う。
	手段2	交通弱者の買い物等に必要な移動手段を確保する。

具体的な事業

手段	事業名	事業の内容	関連課	関連重点目標
1	高齢者・障がい者福祉タクシー事業	タクシー基本料金を補助することにより、交通手段に制限を受ける高齢者・障がい者の外出にかかる負担を軽減し、社会活動への参加等、不自由のない地域生活ができるよう支援する。	◎住民福祉課	
2	高齢者等買い物支援事業	交通弱者に対しての生活支援策として、買い物を手助けするサービスを実施する。	◎住民福祉課	

※印は、中之条町総合戦略に位置づけられている事業

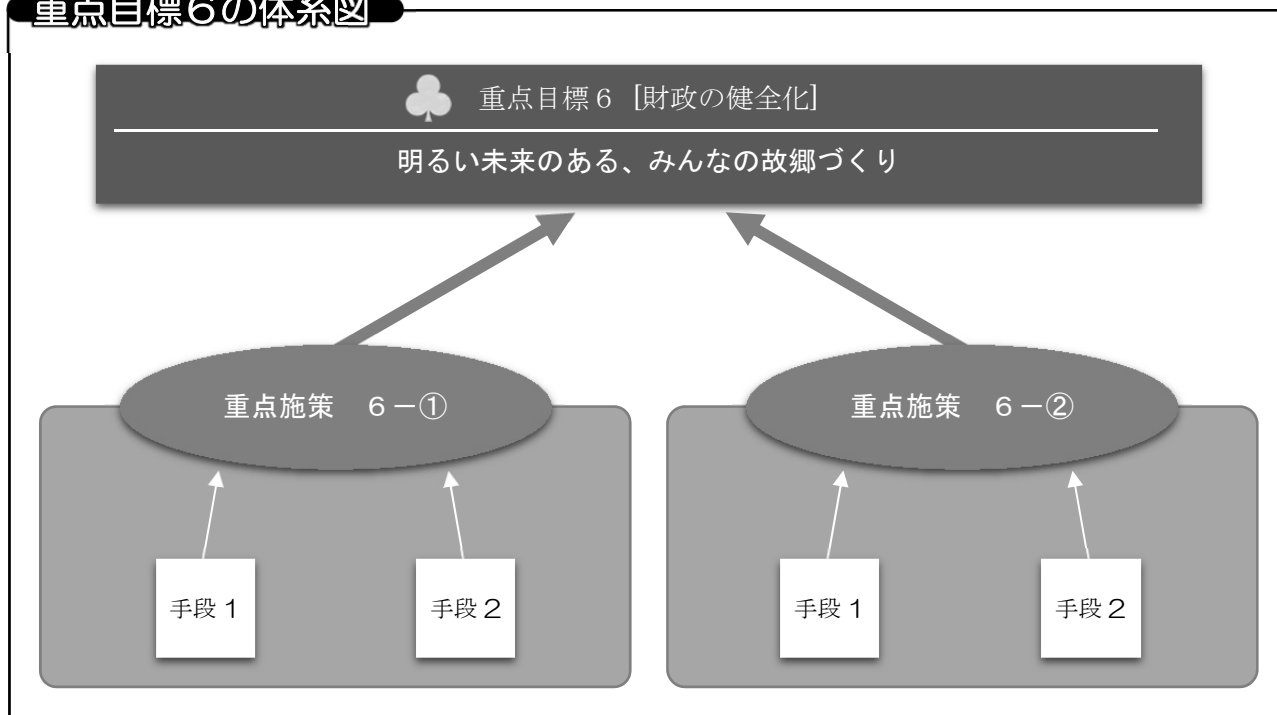
◎印は、主管課



3-7 重点目標6「財政の健全化」に関する重点施策

6 明るい未来のある、みんなの故郷づくり

重点目標6の体系図



(1) 重点施策 6-①の内容

目的	計画性のある公共施設の適正管理と財政運営	
手段	手段 1	資産に要するLCC(ライフサイクルコスト)を最小化し、効率的な運用を行い、資産価値を最大化するアセットマネジメントを推進する。
	手段 2	将来を見据え、次代に負債を残さない計画的な財政運営を行う。



具体的な事業

手段	事業名	事業の内容	関連課	関連重点目標
1	※公共施設適正管理事業	町の保有している公共財として資産価値を最大化するアセットマネジメントの考え方を取り入れ、資産に要する生涯費用を最小化して、効率的に運用する。	◎総務課	
	※社会基盤整備事業	集落の孤立化等を防ぐため、日常生活を支える社会基盤の整備を進め、生活の利便性、安全性を確保し、長期的な視点で都市のコンパクト化に向け、計画的な耐震化、長寿命化を進めるとともに、町民が経済活動しやすい基盤整備や、子育て環境の充実、災害への配慮など、住環境を整備する。	◎建設課 六合振興課	3. 交流人口の増加（3－②） 5. 福祉の充実（5－⑥）
2	※45 ページに「財政計画」を掲載			

※印は、中之条町総合戦略に位置づけられている事業

◎印は、主管課

（2） 重点施策 6－②の内容

目的	税収の増加と社会保障負担の適正化	
手段	手段 1	企業誘致による税収、起業・雇用拡大による所得の増加を図る。
	手段 2	介護給付費、医療費の適正化を図る

具体的な事業

手段	事業名	事業の内容	関連課	関連重点目標
1	（再掲）			
2	介護給付費・医療費適正化事業	介護給付費及び医療費の適正化を図り、財政の健全化を図る。	◎住民福祉課	

※印は、中之条町総合戦略に位置づけられている事業

◎印は、主管課



4



財政計画

4-1 本町の財政見通しと取り組み





4-1 本町の財政見通しと取り組み

我が国の財政状況は、債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれるなど引き続き厳しい状況にあり、経済再生とともに財政健全化を達成することが重要課題となっています。

本町を取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進展や人口の減少をはじめ、安心・安全・環境意識の高まり、豊かな地域資源の活用や自然環境の保全などの複合的な諸課題への対応など、ますます複雑化・多様化する行政需要が増しています。

このような状況であっても、限られた財源を効率的・効果的に配分しながら必要な施策・事業を着実に推進し、社会経済環境の変化や国施策の動向等を踏まえ、併せて財政の健全化による持続可能な行財政基盤の構築を両立し、将来にわたって継続的かつ安定した行政サービスを提供していくため、本町がこれまで培ってきた財政力を発揮し、的確に対応していくよう努めていきます。



(1) 歳入

自主財源の根幹となる税収の大幅な増加を見込むことは難しく、また、国庫補助金等は効率化の傾向にあることから、依存財源についても増収を見込むことは困難な状況にあります。町村合併に伴う普通地方交付税の特例措置は、平成27年度から段階的に縮減されており、地方交付税への依存度が高い本町においては、こうした動向を強く認識し、対応していく必要があります。

○歳入

(単位：万円)

	平成22年度決算	平成27年度見込	平成32年度見込	平成37年度見込
歳入一般財源	680,275	646,478	592,900	572,700
うち町税	232,870	221,244	201,900	181,700
うち地方交付税	404,118	379,924	347,500	344,500
国・県支出金	150,747	116,500	105,500	103,000
繰入金	2,259	28,500	55,000	55,000
町債	79,520	84,860	78,000	70,000
うち臨時財政対策債	58,750	36,930	28,000	18,000
その他	115,526	183,712	159,700	158,700
歳入合計	1,028,327	1,060,050	991,100	959,400

※普通会計地方財政状況調査より





○各項目の取り組み

項 目	取 り 組 み
町 税	町税は歳入総額の約 20%を占めていますが、土地価格の下落や家屋の評価替えに伴う固定資産税の減少及び実質生産年齢人口の減少等による個人町民税の減少により、町税全体では減少傾向にあります。 適正な賦課の徹底や納付環境の整備、滞納処分の強化等、賦課から収納までの取り組みを総合的かつ一体的に進め、収納対策の強化を図ります。
地方交付税	歳入の約 40%を占める財源ですが、国の施策によるところが大きく、今後減少傾向にあります。特に、普通交付税については、町村合併による特例措置が平成 27 年度から段階的に減額されており、平成 32 年度には大きく減少となる見込みです。
国県支出金	国・県の補助金については、大規模な事業の有無により大きく変動となりますが、国・県の動向の的確な把握に努め、積極的に活用していきます。
町 債	後年度交付税算入率の高い地方債のみの発行に努め、特に平成 26 年度より中之条町全域が過疎地域の指定となったことから、今まで一般財源で対応していた事業について、ソフト事業も含め過疎対策事業債での財源措置が可能となり、適債事業について積極的に活用し、実質的な町の負担を軽減していきます。臨時財政対策債については、国の経済再生への取り組みにより、減少傾向となる見込みです。
その他	分担金、負担金、使用料、財産収入等については、受益者負担の原則、住民負担の公平性の観点から、その明確化かつ適正化に努めていきます。

※普通会計地方財政状況調査より



(2) 歳 出

高齢層職員の退職による人件費の減少傾向はあるものの、扶助費や繰出金等の社会保障関係経費をはじめとする経常的経費の増加は避けられず、物価上昇に伴う支出増や、公共施設の老朽化へ対応する改修・維持修繕費が増加していくことが見込まれます。

○歳 出

(単位：万円)

	平成22年度決算	平成27年度見込	平成32年度見込	平成37年度見込
義 務 的 経 費	343,134	312,084	327,500	330,400
人 件 費	177,141	157,762	153,200	155,100
扶 助 費	67,188	74,212	77,600	79,900
公 債 費	98,805	80,110	96,700	95,400
投 資 的 経 費	138,981	93,000	93,500	73,000
積 立 金	114,786	80,000	55,000	55,000
そ の 他	370,986	524,966	467,100	453,000
歳 出 合 計	967,887	1,010,050	943,100	911,400

※普通会計地方財政状況調査より

○町債と基金の状況

(単位：万円)

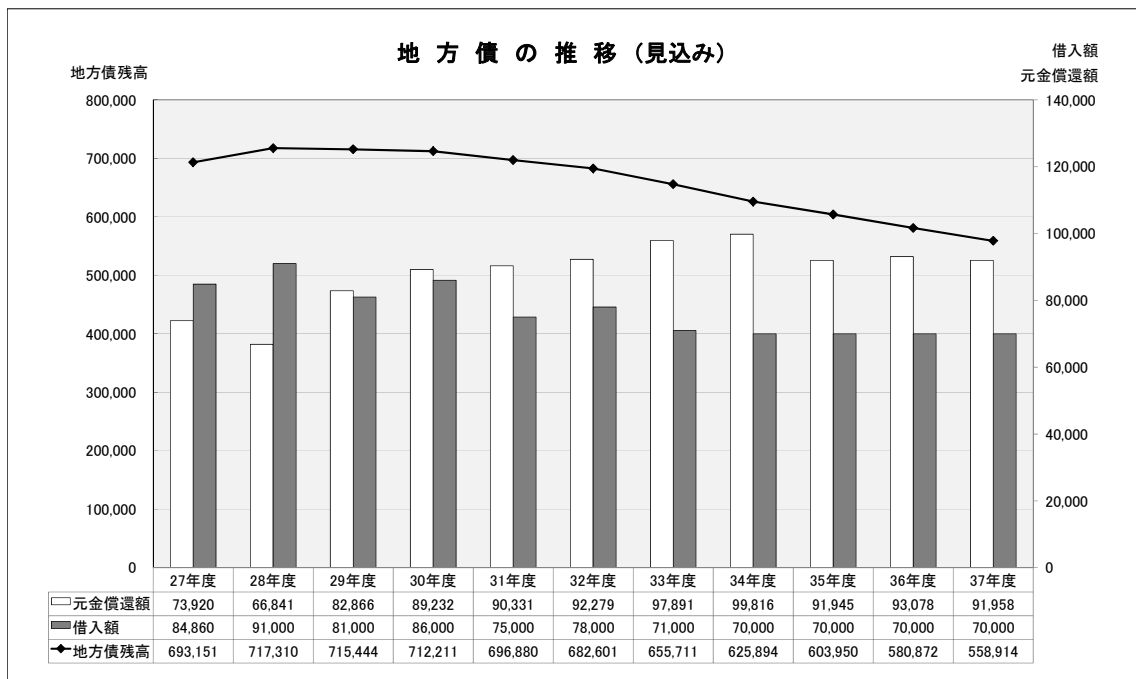
	平成22年度決算	平成27年度見込	平成32年度見込	平成37年度見込
町 債 現 在 高	705,227	693,151	682,601	558,914
うち臨時財政対策債	348,623	430,664	353,569	195,130
基 金 現 在 高	548,325	894,755	920,000	870,000
うち財政調整基金	350,238	656,458	676,000	630,000

※普通会計地方財政状況調査より



○各項目の取り組み

項 目	取 り 組 み
人件費	職員の定員や給与制度等の見直し、計画的及び効率的な定員管理により、適正な水準の維持に努めています。
扶助費	少子化により教育費や児童手当は減少する見込みですが、社会保障制度の充実や高齢化の進展に伴い、医療・介護等が増加するものと思われ、扶助費全体では増加傾向となる見込みです。
公債費	今後の人口減少を見据え、公債費が将来の財政運営の大きな負担とならないよう、できる限り実質的な公債費負担の増加を抑制するため、後年度交付税算入のある有利な町債の発行に努めています。
普通建設事業費	人口減少や少子高齢化に対応した公共施設の適正な規模や効率的な維持管理方法を検討し、更新も優先順位によるものとするなど、普通建設事業費を抑えていく必要はありますが、町民の未来に向けた投資は、一定水準確保していかなければなりません。
地方債残高	地方債は町の負う債務ではありますが、住民負担の世代間調整や財政負担の年度間の平準化という機能を有しており、道路や教育施設などの住民生活に欠かせない社会資本整備の財源として有効活用を図り、適正な水準の維持に努めています。
基金残高	基金に依存しない収支均衡予算に努めていきますが、経済事情の変動やその他不測の事態により、財源に不足が生じる等の財政需要に的確に応えられるよう、維持に努めています。



※普通会計地方財政状況調査より





資料編

- 資料 1 答申書
- 資料 2 策定経過
- 資料 3 策定体制
- 資料 4 委員名簿
- 資料 5 町民意識調査の概要



資料 1 答申書

平成 28 年 2 月 26 日

中之条町長 伊能 正夫 様

中之条町総合計画審議会
会 長 山本 隆雄

中之条町まちづくりビジョン（案）について（答申）

〔中之条町総合計画第 6 次構想〕

平成 28 年 2 月 5 日付け中企発第 108 号で諮問のありましたこのことについては、次のとおり答申します。

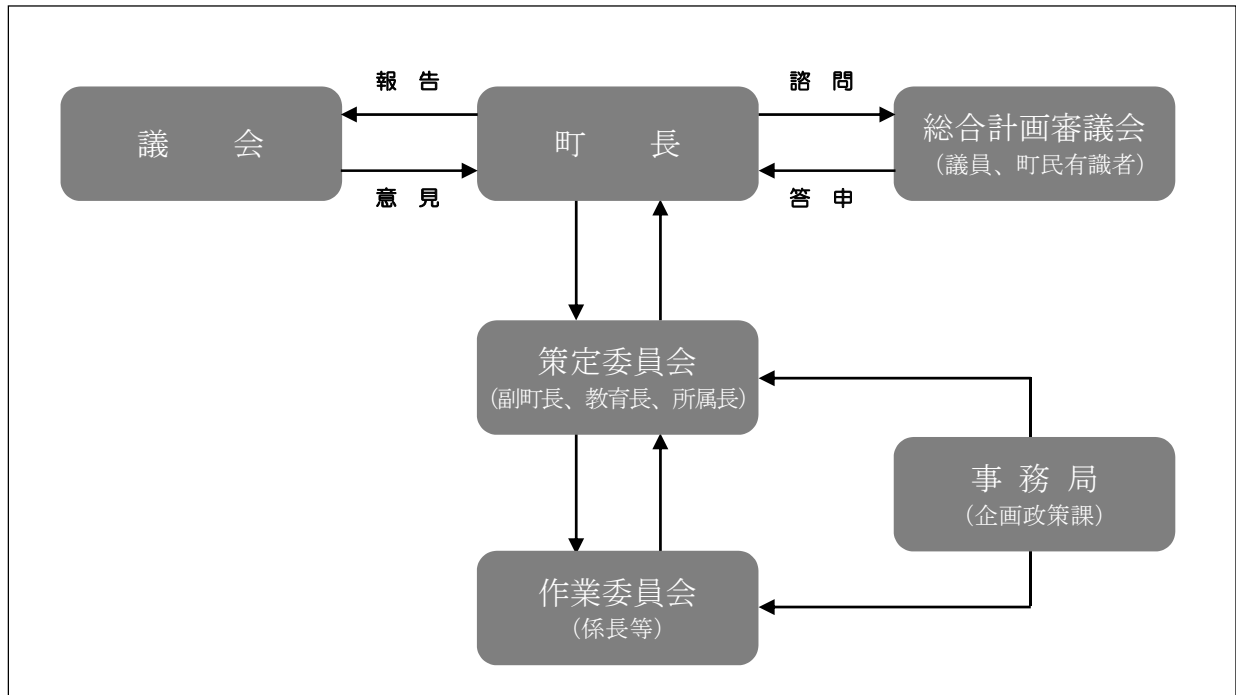
中之条町まちづくりビジョン〔中之条町総合計画第 6 次構想〕（案）について、審議の結果、妥当なものと認めます。

資料 2 策定経過

年 月 日	内 容
平成 2 7 年 2 月～3 月	中之条町町民意識調査実施
平成 2 7 年 1 0 月 5 日	第 1 回 総合計画策定委員会
平成 2 8 年 1 月 1 3 日	第 2 回 総合計画策定委員会
平成 2 8 年 2 月 5 日	第 1 回 総合計画審議会(諮問)
平成 2 8 年 2 月 2 6 日	総合計画審議会から答申
平成 2 8 年 2 月 2 9 日	「中之条町まちづくりビジョン」策定
平成 2 8 年 3 月 7 日	議会報告



資料3 策定体制



(1) 総合計画審議会(条例)

- ① 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査及び審議し、その結果を答申する。
- ② 審議会委員は、36名以内をもって組織し、町議会議員及び知識経験者等の内から町長が委嘱する。

(2) 総合計画策定委員会(規則)

- ① 策定委員会は、総合計画を策定し、その実施を推進する。
- ② 策定委員会委員は、副町長、会計管理者、教育長、各課(局、所)長で組織する。
- ③ 策定委員会に、総務企画、厚生、産業、建設、教育の5部会を置くことができる。
- ④ 策定委員会の事務局は、企画政策課で行う。

(3) 総合計画策定作業委員会

- ① 作業委員会は、総合計画策定に関する調査、研究、各種基礎データの収集、把握を行う。
- ② 作業委員会は、各係長等で組織する。
- ③ 作業委員会の事務局は、企画政策課で行う。

資料4 委員名簿

(1) 総合計画審議会

会 長：山本 隆雄

副会長：大橋 修次

	区 分	役 職 名	氏名（敬称略）
1	町 議 会	議会議長	山本 隆雄
2		議会副議長	大橋 修次
3		総務企画常任委員長	福田 弘明
4		総務企画常任副委員長	唐沢 清治
5		文教民生常任委員長	小栗 芳雄
6		文教民生常任副委員長	篠原 文雄
7		産業建設常任委員長	齋藤 祐知
8		産業建設常任副委員長	富沢 重典
9	まちづくり	中之条町区長会連絡協議会長	森 博昭
10		中之条地区区長会長	丸山 昭
11		沢田地区区長会長	島村二三男
12		伊参地区区長会長	田村 崇
13		名久田地区区長会長	原沢 保明
14		六合地区区長会長	山本 光也
15		中之条町消防団長	安原 和臣
16	保健福祉	中之条町社会福祉協議会長	樋田 信自
17		中之条町民生児童委員協議会長	綿貫 久忠
18		中之条町老人クラブ連合会長	蟻川七郎次
19		中之条町食生活改善推進員会長	石関 イネ
20		中之条町すこやか健康委員長	石田 優子
21	産業経済	中之条町商工会長	都筑 覚実
22		中之条町観光協会長	田村 亮一
23		四万温泉協会長	関 良則
24		沢渡温泉組合長	林 伸二
25		六合の里温泉郷組合長	山田 豊
26		中之条町農業委員長	黒岩 正善
27		あがつま農協中之条支店長	唐澤 信一
28	教育文化	中之条町教育委員長	篠原 勝郎
29		中之条町体育協会長	剣持 一夫
30		中之条町文化協会長	角田 浩一
31		中之条町管内小中学校長会長	宮崎 一
32		中之条町幼小中学校PTA連絡協議会長	剣持 直起
33		中之条町青少年育成推進員連絡協議会長	町田 信之
34		中之条町婦人会長	市川ひろ子



(2) 総合計画策定委員会

	役 職 名	氏 名	備 考
1	副町長	野村 泰之	委員長
2	教育長	寫村 真也	副委員長
3	会計管理者	竹内 孝夫	
4	総務課長	鈴木 幸一	
5	税務課長	関本 利久	
6	企画政策課長	関本 隆一	
7	住民福祉課長	山本 忠雄	
8	保健環境課長	伊能 俊之	
9	農林課長	宮崎 貞夫	
10	観光商工課長	関口 信一	
11	建設課長	市川 永二	
12	上下水道課長	松井 敬和	
13	こども未来課長	小池 忠衛	
14	生涯学習課長	中澤 昌彦	
15	六合振興課長	安ヵ川幸好	
16	議会事務局長	劔持 勝	
17	教習所長	柏瀬 高広	

(3) 総合計画策定作業委員会

	所 属	役 職 名	氏 名
1	総 務 課	財政係長	篠原 良春
2		地域安全係長	永井 経行
3		管財係長兼調査指導係長	安原 隆一
4		法制係長	朝賀 浩
5		行政係長	水出 浩之
6		秘書係長	中沢 一
7	税 務 課	収納推進室長	小淵 秀夫
8		資産税家屋係長	奥木 明彦
9		資産税土地係長	小池 利和
10		収納係長	桑原 正
11		諸税係長	福田 義治
12		町民税係長	生巢 孝子
13		保険税係長	新井 孝行
14	企 画 政 策 課	次長	片貝 通明
15		企画振興係長	黒岩 文夫
16		企画推進係長	山本 嘉光
17		企画調整係長	木暮 浩志
18	住 民 福 祉 課	少子化・子育て対策室長	宮崎 靖
19		包括支援係長	関口喜佐子
20		福祉係長	町田 岳彦
21		保険年金係長	小池 宏之
22		住民戸籍係長	湯本 武
23		介護保険係長	町田 隆弘
24		少子化・子育て対策係長	山田 行徳
25	ゆ う あ い 荘	副施設長	金木理恵子
26	保 健 環 境 課	環境衛生係長	倉林 敏明
27		健康係長	唐澤 伸子
28	農 林 課	有害鳥獣・林業対策室長兼有害鳥獣対策係長県林業係長	本多 守
29		国土調査係長	山本 俊之
30		農地係長	湯本 文雄
31		農業係長	田中 博
32		土地改良係長	唐澤 敏之
33	観 光 商 工 課	商工係長兼観光係長	富沢 洋
34	建 設 課	管理係長	市川 和義
35		工務・検査係長兼都市計画・住宅係長	本多 宏幸
36	上 下 水 道 課	下水道係長	篠原 充
37		水道整備係長兼給配水係長	山田 秀樹
38	こども未来課	総務・施設係長	島村 弘志
39		学校教育係長	小板橋千晶
40		六合こども未来係長兼六合生涯学習係長	(山本 伸一)
41	幼 稚 園	中之条幼稚園教頭	森田 真弓
42		沢田幼稚園教頭	山本ひとみ
43	こども園	六合こども園教頭	本多 英子
44	保 育 所	中之条保育所長	関 美つ江
45		伊勢町保育所長	山野 和代
46	生 涯 学 習 課	社会体育係長	安原 明
47		社会教育係長	齊藤 泰典
48		図書館係長	関 啓一郎
49		公民館係長	外丸 綾子
50		博物館係長兼文化財保護係長	須崎 幸夫
51		事業係長兼施設管理係長	金井 正紀
52	六 合 振 興 課	建設水道係長	関 洋太郎
53		総務係長	山本 伸一
54		住民福祉係長	豊田ひとみ
55		産業振興係長	中沢 芳宏



資料5 町民意識調査の概要

(1) 調査目的

中之条町では、快適で住みよいまちづくりを目指し町政を進めていますが、この町政の基本となる現総合計画が平成27年度で終了するため、次期計画の策定作業を進めています。

よって、このアンケートは、新しい計画を策定するための基礎資料を得るために実施されたものです。

(2) 調査概要

調査地域：中之条町全域

調査対象：町内に居住する20歳以上の男女

標本数：1,300人

抽出方法：全町からの層化無作為抽出

調査方法：郵送法

調査時期：平成27年2月13日～平成27年2月27日

有効回収数：717票

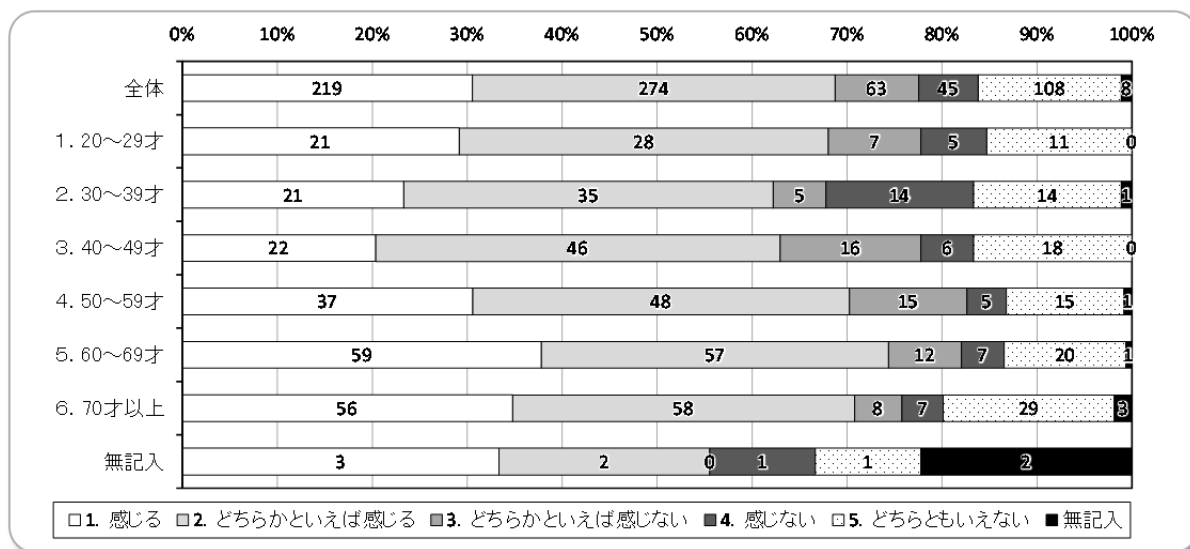
回収率：55.2%

■アンケート結果

〔問１〕あなたは中之条町に誇りとか愛着のようなものを感じますか。あてはまる番号１つに○印を付けてください。

全体的にみると、約70(%)の人が、誇りとか愛着のようなものを「感じる」「どちらかといえば感じる」になっている。

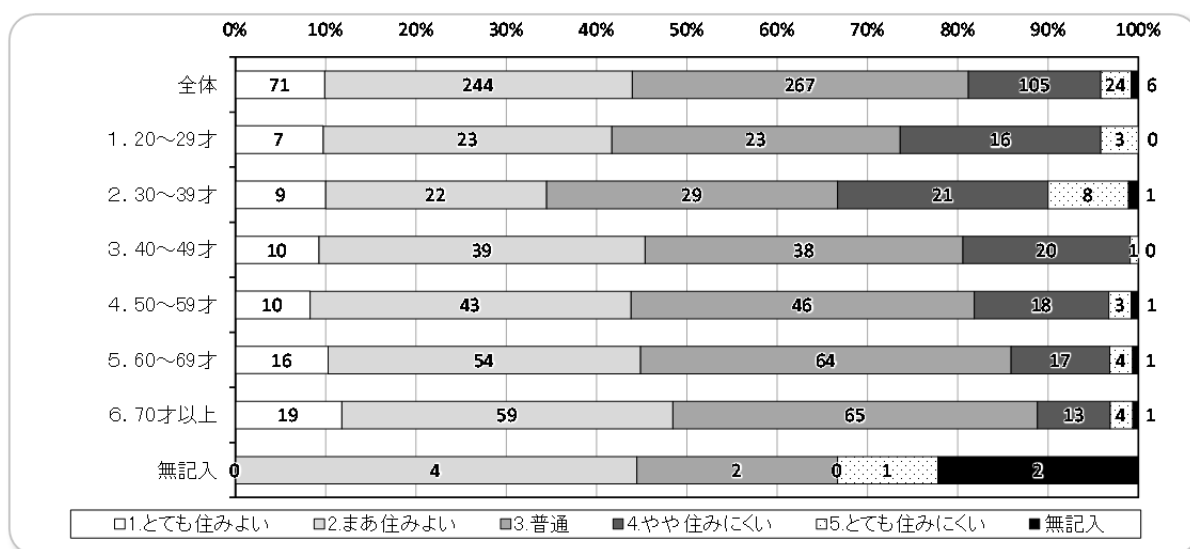
年齢別にみると、年齢の高い方が低い方に比べて、その割合が高くなっている。



〔問２〕あなたは中之条町を住みよいところだと思いますか。あてはまる番号１つに○印を付けてください。

全体的にみると、「普通」が多くなっている。また、約40(%)以上の人が、「とても住みよい」「まあ住みよい」になっている。

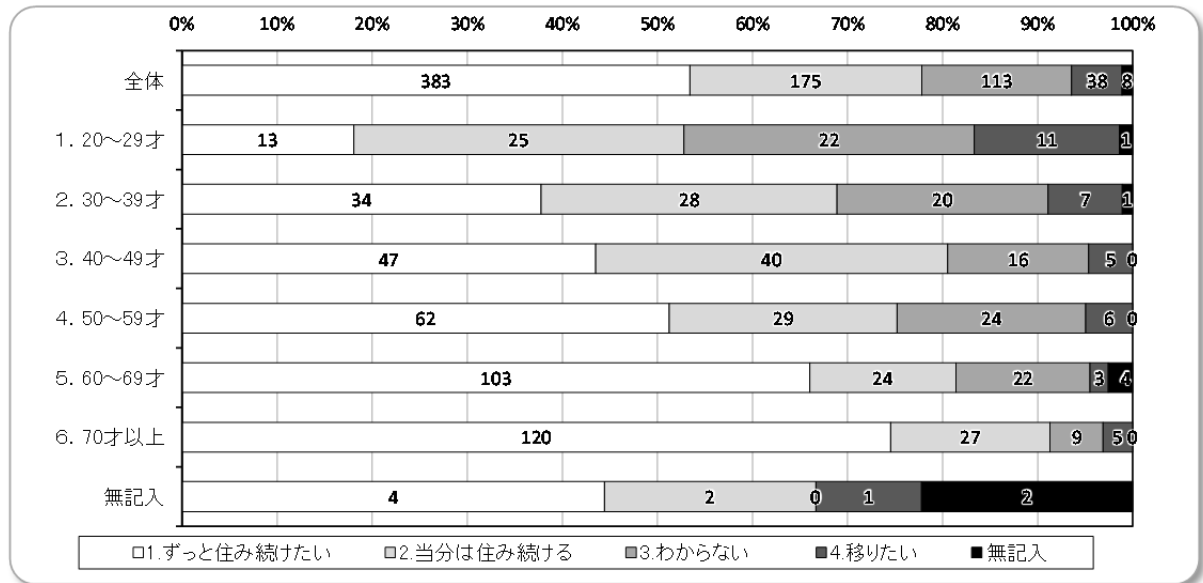
年齢別にみると、60才以上において「とても住みよい」「まあ住みよい」の割合が比較的高くなっている。





[問3] あなたはこれからもずっと中之条町に住みたいと思いますか。あてはまる番号1つに○印を付けてください。

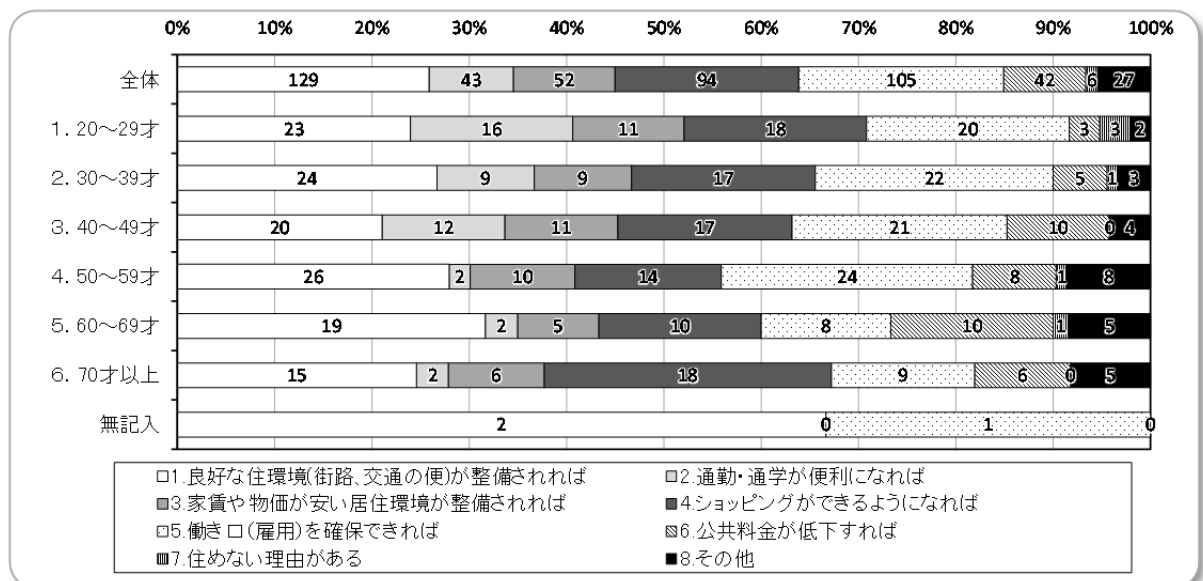
全体的にみると、約70(%)以上が「ずっと住みたい」「当分は住み続ける」になっている。
しかし、年齢別にみると、20～29才が高い方に比べてその割合が低く約50(%)になっている。



[問3-a] (2～4と答えた方へ) どの条件が改善されれば住み続けることを考えますか。
あてはまる番号2つまで○印を付けてください。

全体的にみると、意見が分かれているが、「良好な住環境(街路、交通の便)が整備されれば」「働き口(雇用)を確保できれば」が比較的多くなっている。

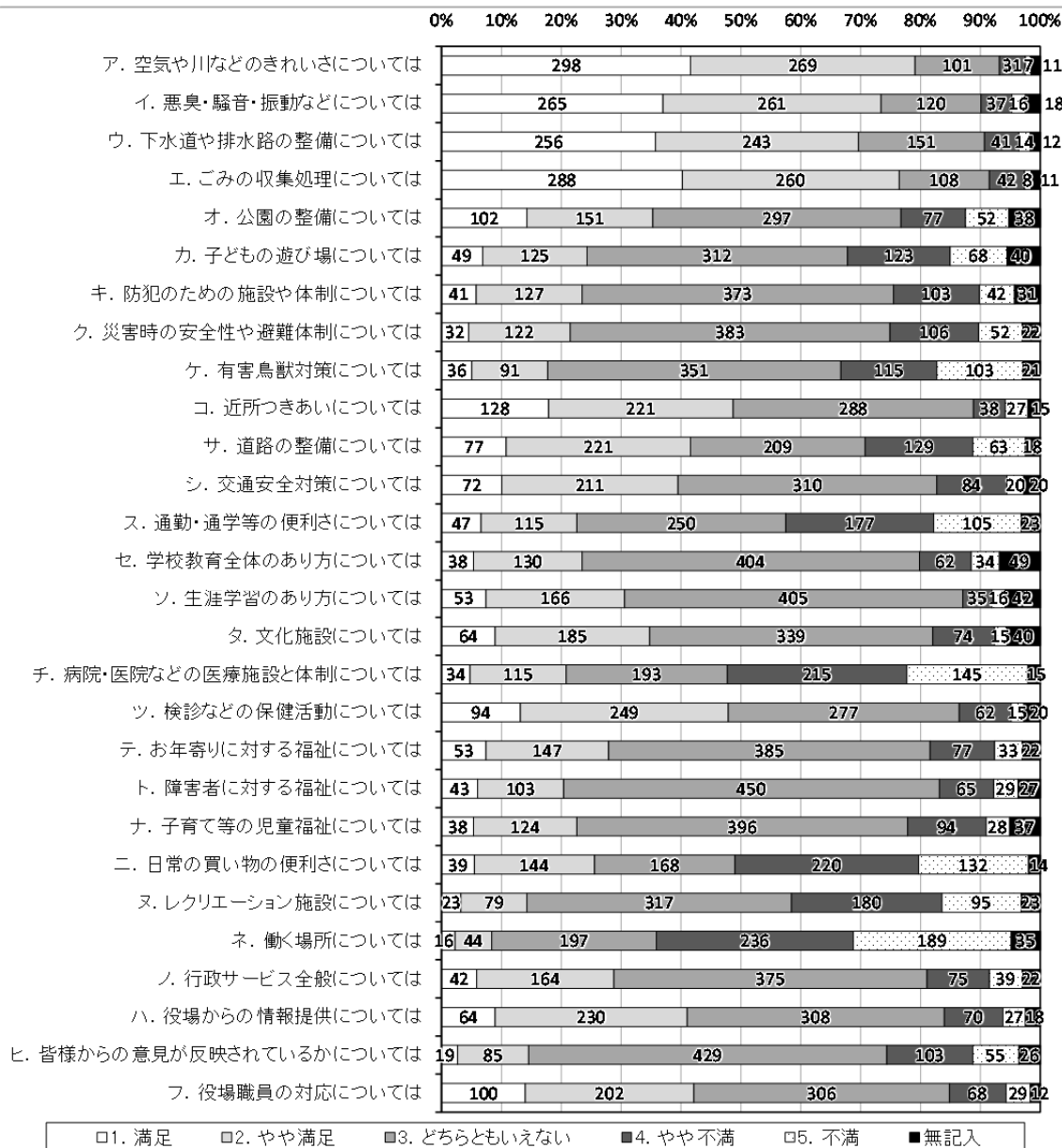
年齢別にみると、前問で2～4と答えた割合が高い20～29才において、「良好な住環境(街路、交通の便)が整備されれば」「働き口(雇用)を確保できれば」の割合が多くなっている。また、「ショッピングができるようになれば」も比較的多くなっている。



〔問5〕あなたは、生活をする上でいろいろな面について、どの程度満足していますか。
それぞれの項目についてお答えください。

「満足」「やや満足」の合計をみると、「空気や川などのきれいさ」が最も多く、「悪臭・騒音・振動など」「ごみの収集処理」「下水道や排水路の整備」が続いている。

また、「やや不満」「不満」の合計をみると、「働く場所」が最も多く「病院・医院などの医療施設と体制」「日常の買物の便利さ」「通勤・通学等の便利さ」「レクリエーション施設」が続いている。

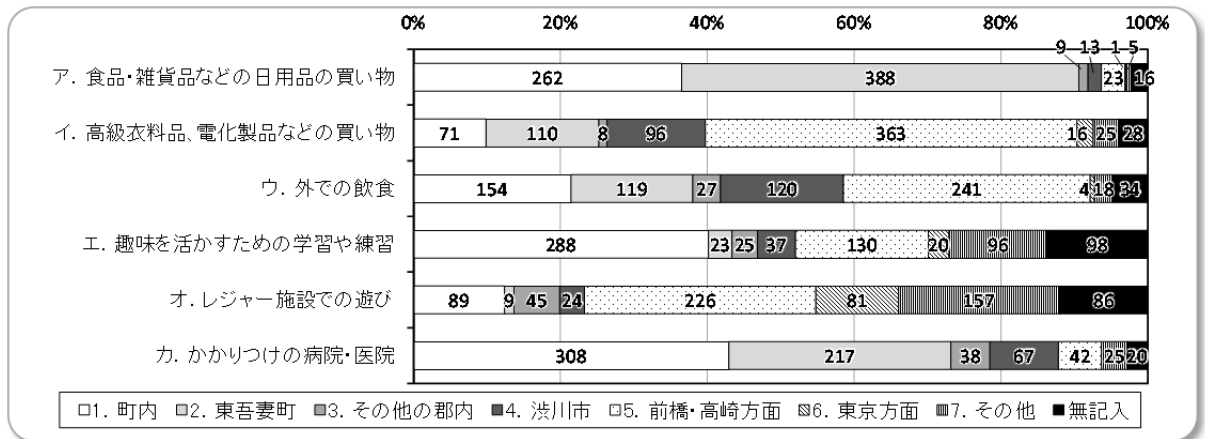




〔問6〕あなたは次のような買物をしたり、出かけたりする時は主にどこに行きますか。
主な場所をそれぞれ1つだけ選んでください。

全体的にみると、買物の目的に合わせて行き先が分かれている。

個別にみると、“日用品の買い物”“かかりつけの病院・医院”は、「町内」「東吾妻町」が
高い割合になっている。“高級衣料品、電化製品の買い物”“外での飲食”は「町内」や「前
橋・高崎方面」、「趣味を活かすための学習や練習」は「町内」、「レジャー施設での遊び」は
「前橋・高崎方面」「その他」が最も高い割合になっている。



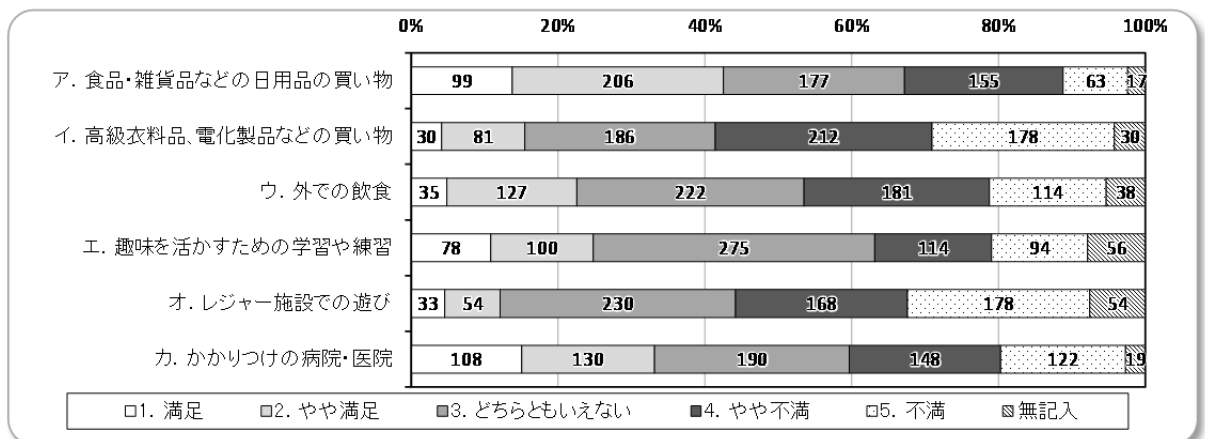
〔問7〕それではこのようなことを中之条町ですとしたり、どれほどの満足度が得られますか。それぞれについて1つだけ選んでください。

個別にみると、“日用品の買い物”は「町内」「東吾妻町」が多いので、約40(%)以上は中
之条町でも「満足」「やや満足」と答えている。

“高級衣料品や電化製品の買い物”“レジャー施設での遊び”は、「前橋・高崎方面」が多
いので「やや不満」「不満」が約50(%)になっている。

“趣味を活かすための学習や練習”は「町内」が多いが、「やや不満」「不満」の合計が「満
足」「やや満足」の合計を上回っている。

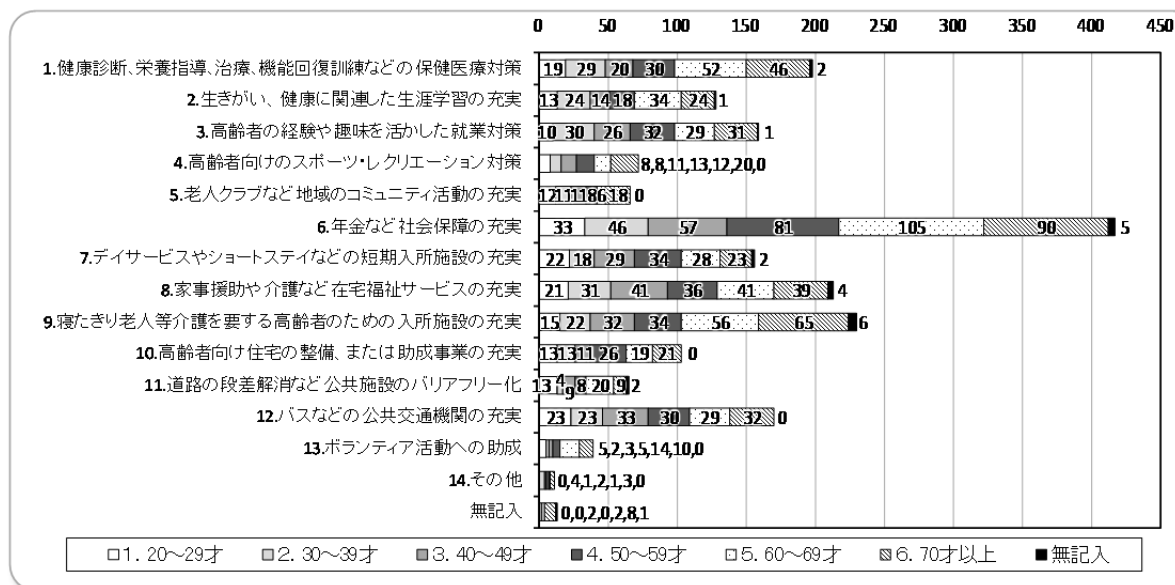
“かかりつけの病院・医院”は「町内」「東吾妻町」が多いが、こちらも「やや不満」「不
満」の合計が「満足」「やや満足」の合計を上回っている。



〔問8〕あなたは高齢化社会への対応策として、どのようなことに重点をおくべきだと思いますか。あてはまる番号3つまで○印を付けてください。

全体的にみると、「年金など社会保障の充実」が最も多く、「寝たきり老人等介護を要する高齢者のための入所施設の充実」が続いている。

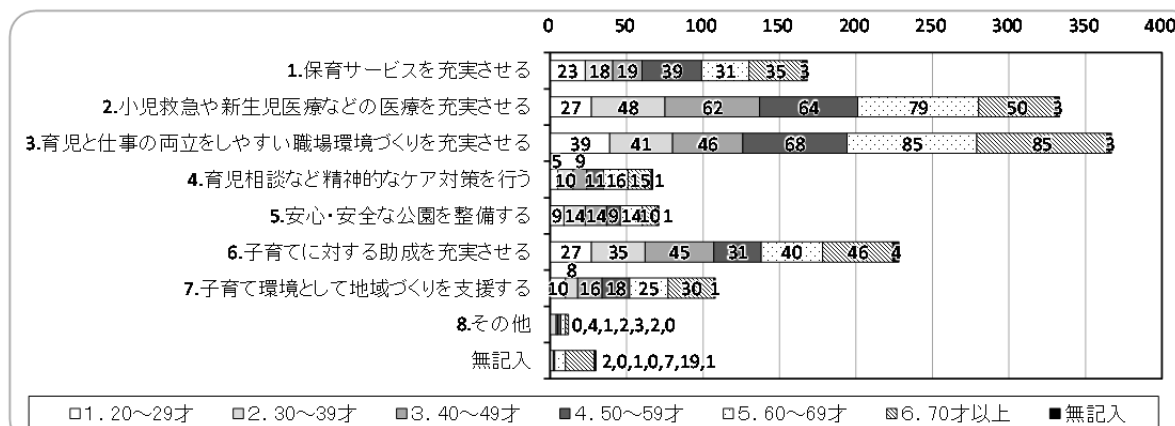
年齢別にみても、「年金など社会保障の充実」が最も多く、70才以上において、「寝たきり老人等介護を要する高齢者のための入所施設の充実」「健康診断、栄養指導、治療、機能回復訓練などの保健医療対策」も多くなっている。



〔問9〕子育てのための良好な環境づくりとして、どのようなことに重点をおくべきだと思いますか？あてはまる番号2つに○印を付けてください。

全体的にみると、「育児と仕事の両立をしやすい職場環境づくりを充実させる」が最も多く、「小児救急や新生児医療などの医療を充実させる」が続いている。

年齢別にみても、「育児と仕事の両立をしやすい職場環境づくりを充実させる」が多くなっているが、40~49才において、「小児救急や新生児医療などの医療を充実させる」が多くなっている。

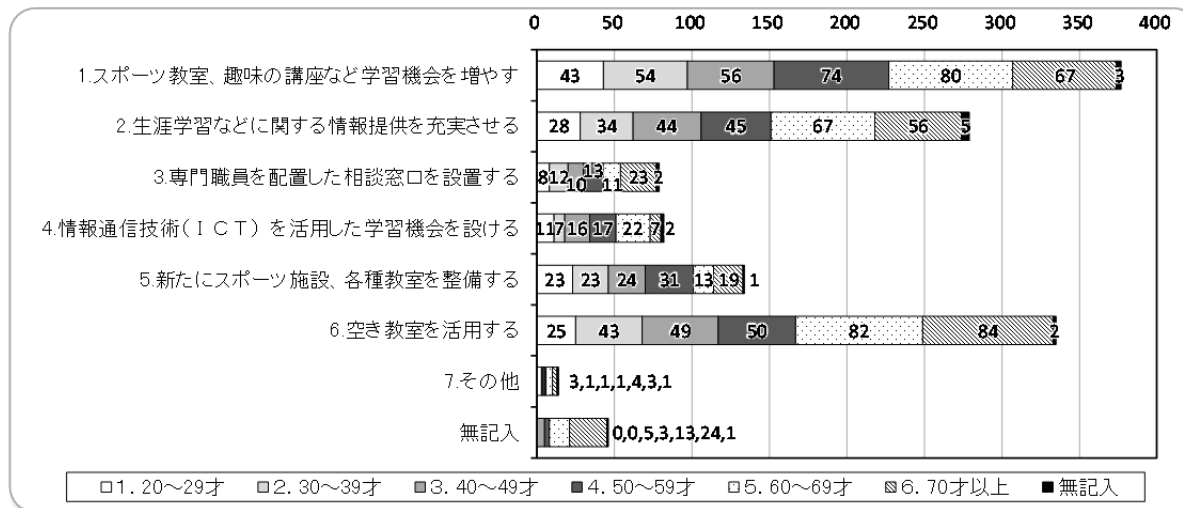




[問10] 生涯学習、スポーツ、レクリエーションなどを充実するため、どのようなことに重点をおくべきだと思いますか？あてはまる番号2つに○印を付けてください。

全体的にみると、「スポーツ教室、趣味の講座など学習機会を増やす」が最も多く、「空き教室を活用する」「生涯学習などに関する情報提供を充実させる」が続いている。

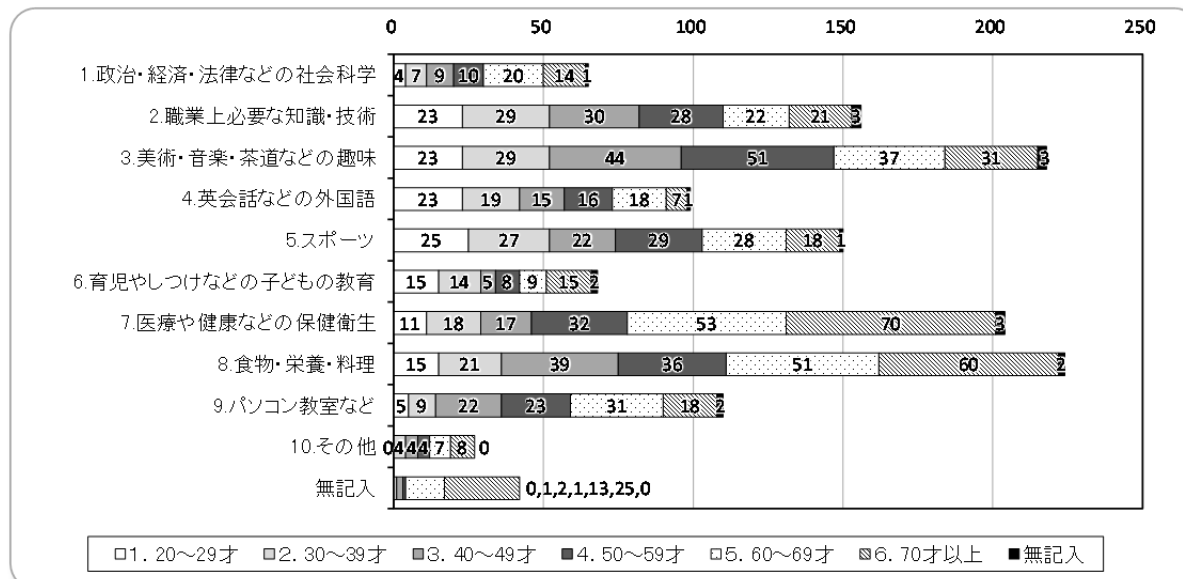
年齢別にみると、60才未満は「スポーツ教室、趣味の講座など学習機会を増やす」が最も多くなっているが、60才以上は「空き教室を活用する」が多くなっている。



[問11] 生涯学習では、どのようなことを学びたいですか？あてはまる番号2つに○印を付けてください。

全体的にみると、「食物・栄養・料理」が最も多く、「美術・音楽・茶道などの趣味」「医療や健康などの保健衛生」「職業上必要な知識・技術」が続いている。

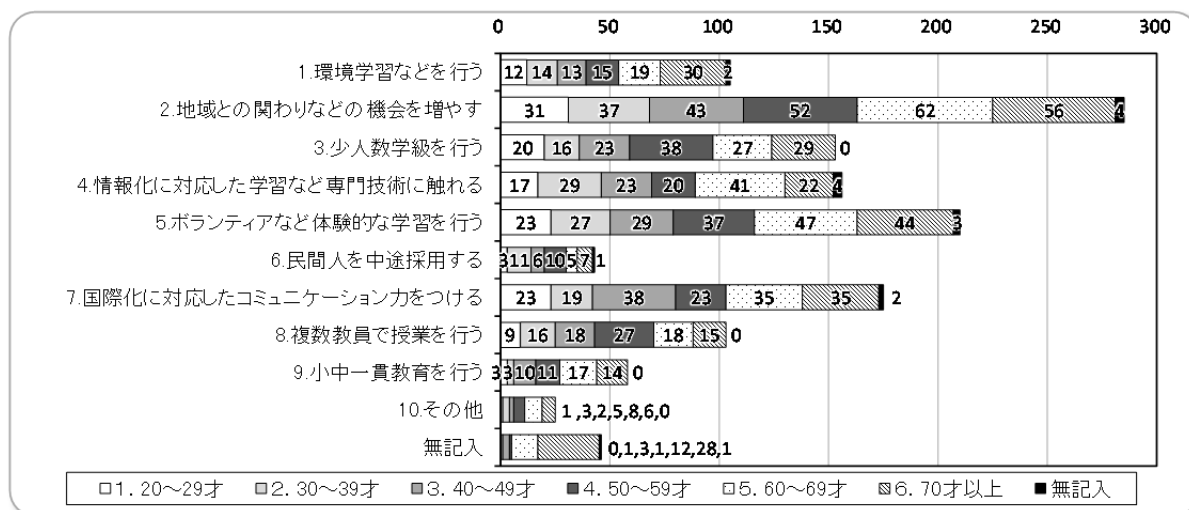
年齢別にみると、20～29才は「スポーツ」、30～39才は「職業上必要な知識・技術」、40～59才は「美術・音楽・茶道などの趣味」、60才以上は「医療や健康などの保健衛生」「食物・栄養・料理」が最も多くなっており、年齢によって趣向が異なっていることがわかる。



〔問12〕 学校教育を充実させるため、どのようなことに重点をおくべきだと思いますか？
あてはまる番号2つに○印を付けてください。

全体的にみると、「地域との関わりなどの機会を増やす」が最も多く、「ボランティアなど体験的な学習を行う」「国際化に対応したコミュニケーション力をつける」が続いている。

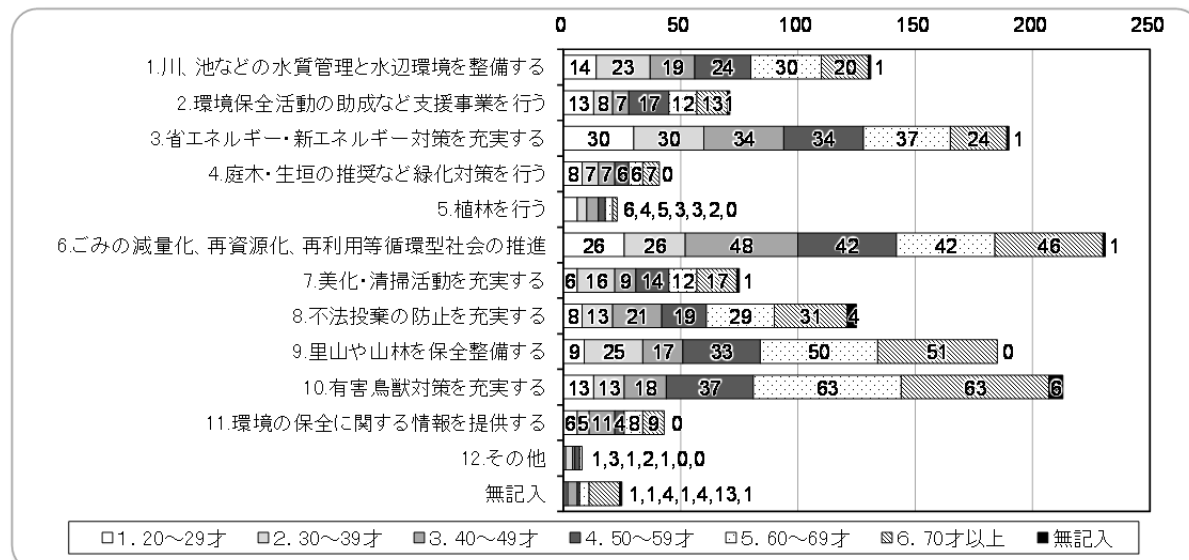
年齢別にみても、「地域との関わりなどの機会を増やす」が多く、「ボランティアなど体験的な学習を行う」も割合多くなっている。



〔問13〕 環境問題に対して、どのようなことに重点をおくべきだと思いますか？あてはまる番号2つまで○印を付けてください。

全体的にみると、「ごみの減量化、再資源化、再利用等循環型社会の推進」が最も多く、「有害鳥獣対策を充実する」「省エネルギー・新エネルギー対策を充実する」が続いている。

年齢別にみると、20~39才は「省エネルギー・新エネルギー対策を充実する」、40~59才は「ごみの減量化、再資源化、再利用等循環型社会の推進」、60才以上は「有害鳥獣対策を充実する」が最も多くなっている。

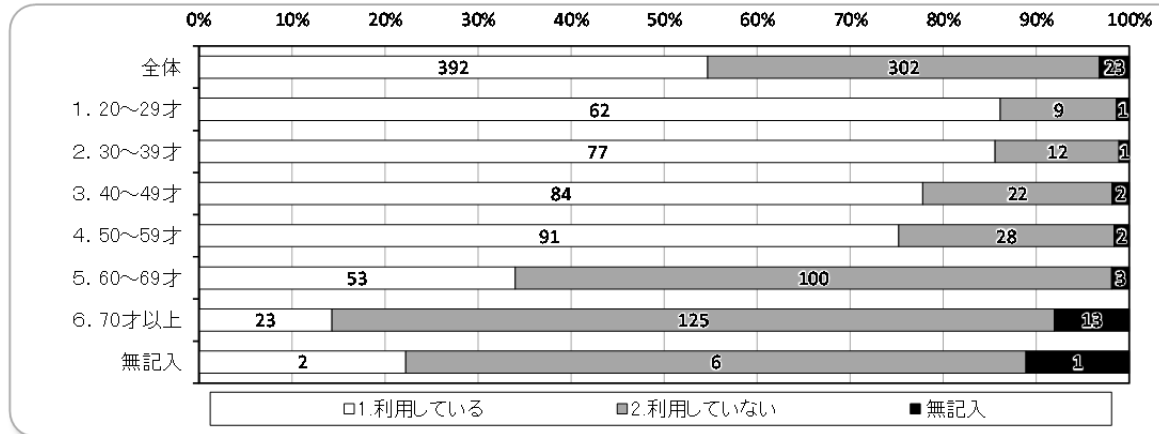




[問14] インターネットや電子メールを利用していますか。あてはまる番号に○印を付けてください。

全体的にみると、約50(%)以上の方が「利用している」になっている。

年齢別にみると、20～39才においては約80(%)以上、60～69才は40(%)以下、70才以上になると20(%)に満たなくなるなど、年齢によって利用率の格差が生じている。



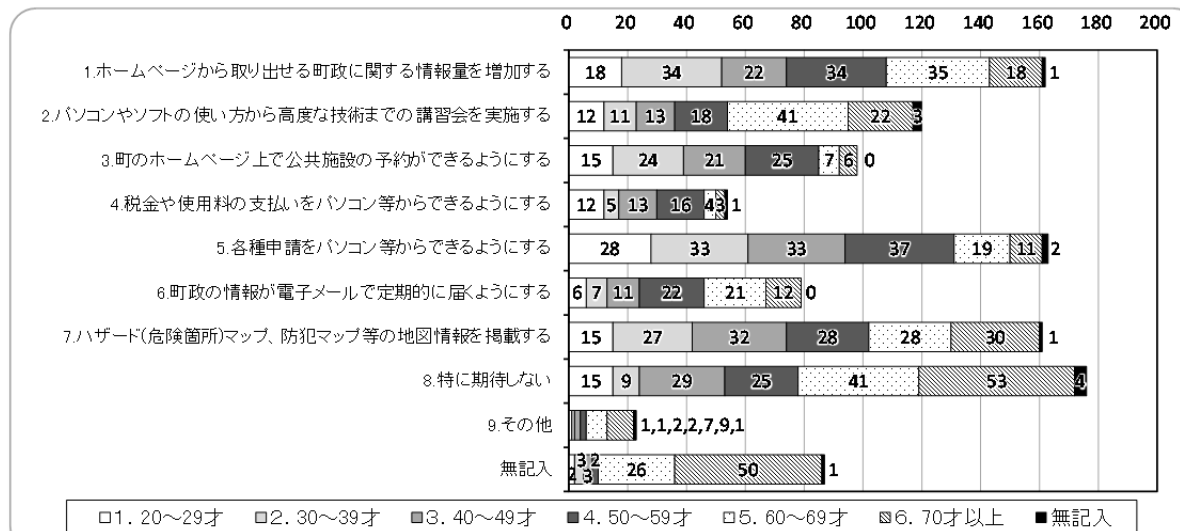
[問15] 情報化という新しい時代の流れに対して、町に対して期待することは何ですか？あてはまる番号2つまで○印を付けてください。

全体的にみると、「各種申請書をパソコン等からできるようにする」

「ホームページから取り出せる町政に関する情報量を増加する」「ハザード(危険箇所)マップ、防犯マップ等の地図情報を掲載する」が多くなっている一方、「特に期待しない」も多くなっている。

年齢別にみると、20～29才、40～59才は「各種申請を自宅や職場からできるようにする」、30～39才は「ホームページから取り出せる町政に関する情報量を増加する」が多く、60～69才は「パソコンやソフトの使い方から高度な技術までの講習会を実施」が多くなっている。

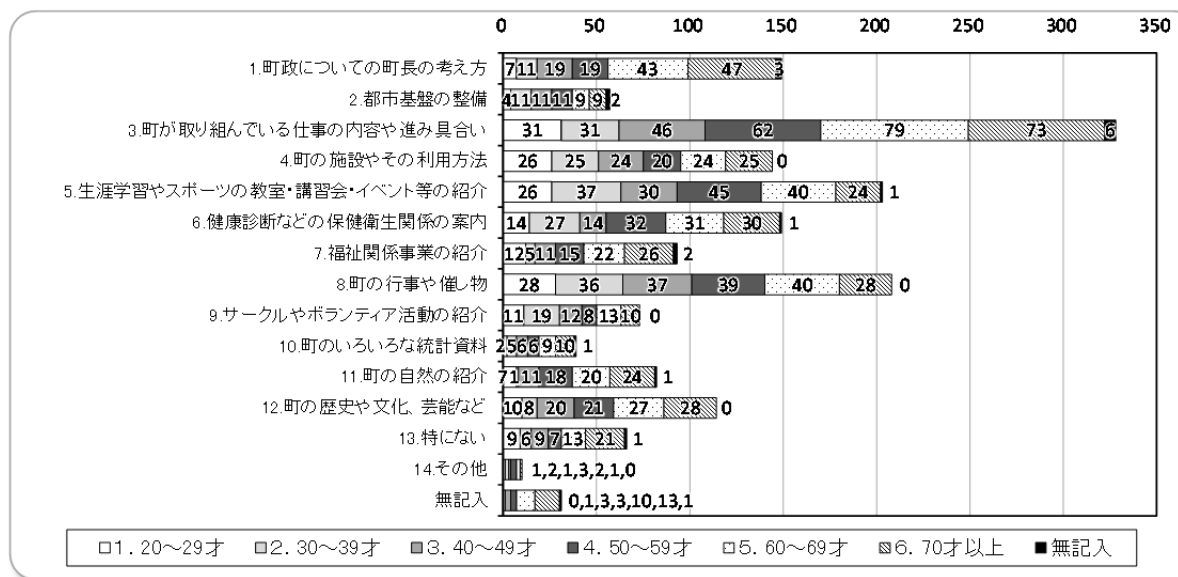
70才以上は「特に期待しない」「無記入」が最も多くなっており、年齢によって期待が異なっていることがわかる。



〔問16〕 広報を通じてあなたが日頃から特に知りたいと思っていることは何でしょうか。
あてはまる番号3つまで○印を付けてください。

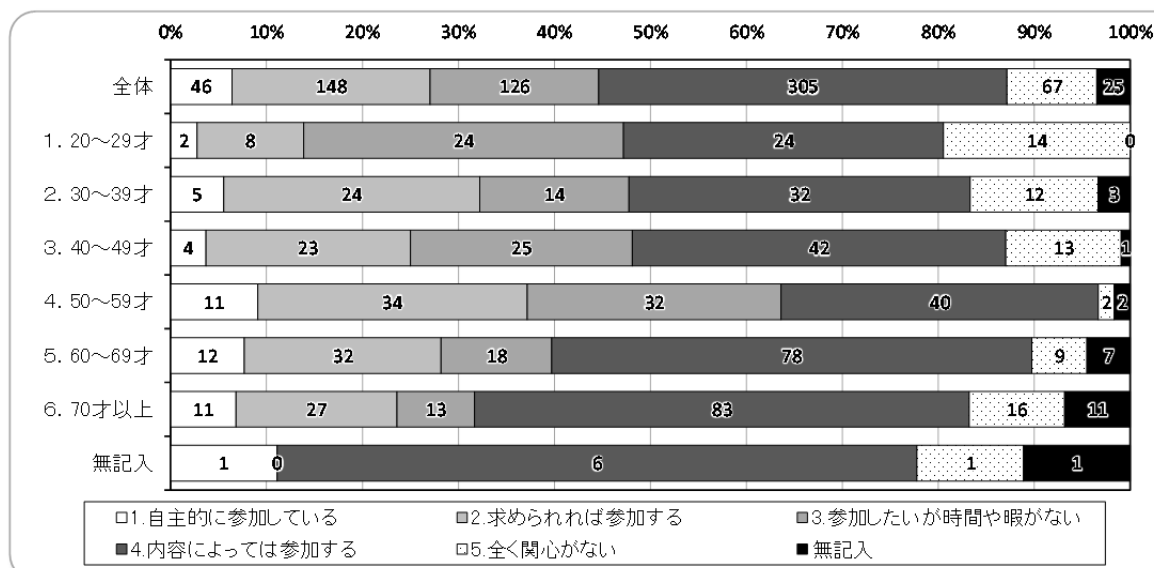
全体的にみると、「町が取り組んでいる仕事の内容や進み具合」が最も多く、「町の行事や催し物」「生涯学習やスポーツの教室・講習会・イベント等の紹介」が続いている。

年齢別にみても、「町が取り組んでいる仕事の内容や進み具合」が多いものの、年齢の低い方は「町の行事や催し物」も比較的多くなっている。



〔問17〕 地域の「まちづくり」や「コミュニティ(地域社会)づくり」などの活動や運動への参加について、あなたはどのようにお考えですか。あてはまる番号1つに○印を付けてください。

全体的にみると、約40(%)の人が「内容によっては参加する」になっている。また、年齢別にみても、「内容によっては参加する」が多くなっているが、20～29才は「参加したいが時間や暇がない」、50～59才は「求められれば参加する」の割合も比較的高くなっている。

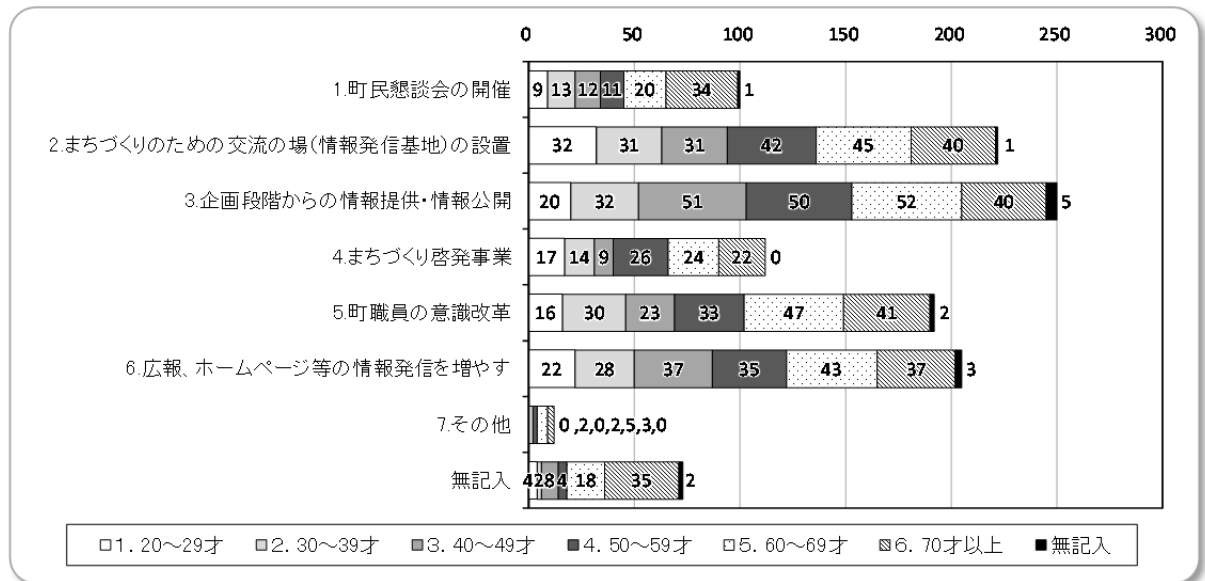




〔問18〕 町が住民参画を図るには、どのような取り組みをすべきですか？あてはまる番号2つまで○印を付けてください。

全体的にみると、「企画段階からの情報提供・情報公開」が最も多く、「広報、ホームページ等の情報発信を増やす」「まちづくりのための交流の場(情報発信基地)の設置」が続いている。

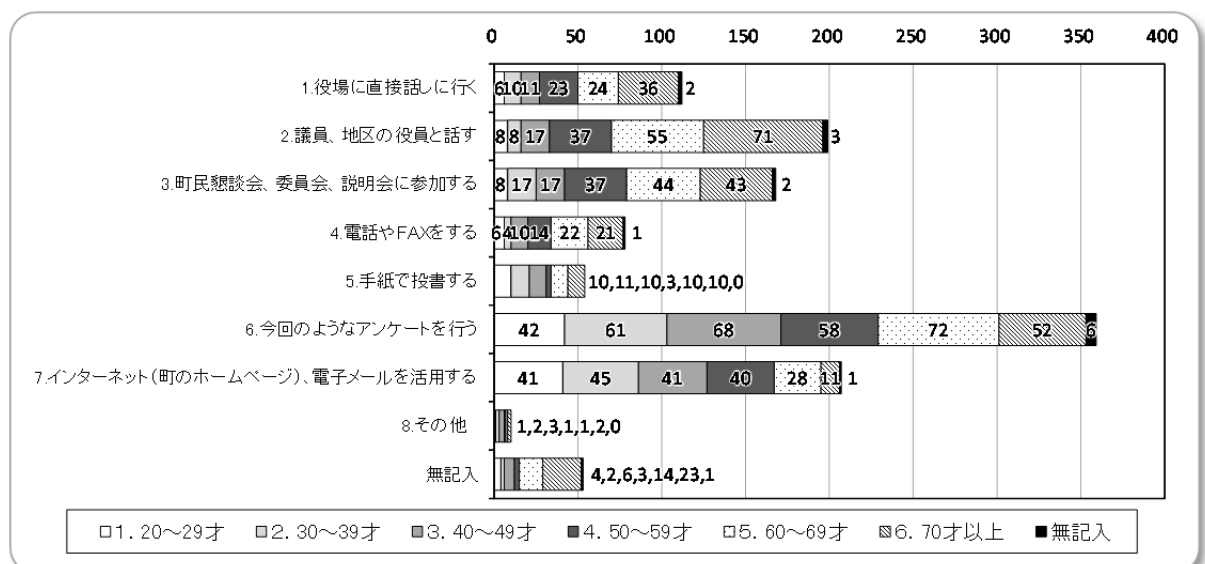
年齢別にみても、「企画段階からの情報提供・情報公開」が多くなっている。また、20～29才は「まちづくりのための交流の場(情報発信基地)の設置」も比較的多くなっている。



〔問19〕 あなたが、町政に参加しやすいのは、どの方法ですか。あてはまる番号2つに○印を付けてください。

全体的にみると、「今回のようなアンケートを行う」が最も多く、「インターネット(町のホームページ)、電子メールを活用する」「議員、地区の役員と話す」が続いている。

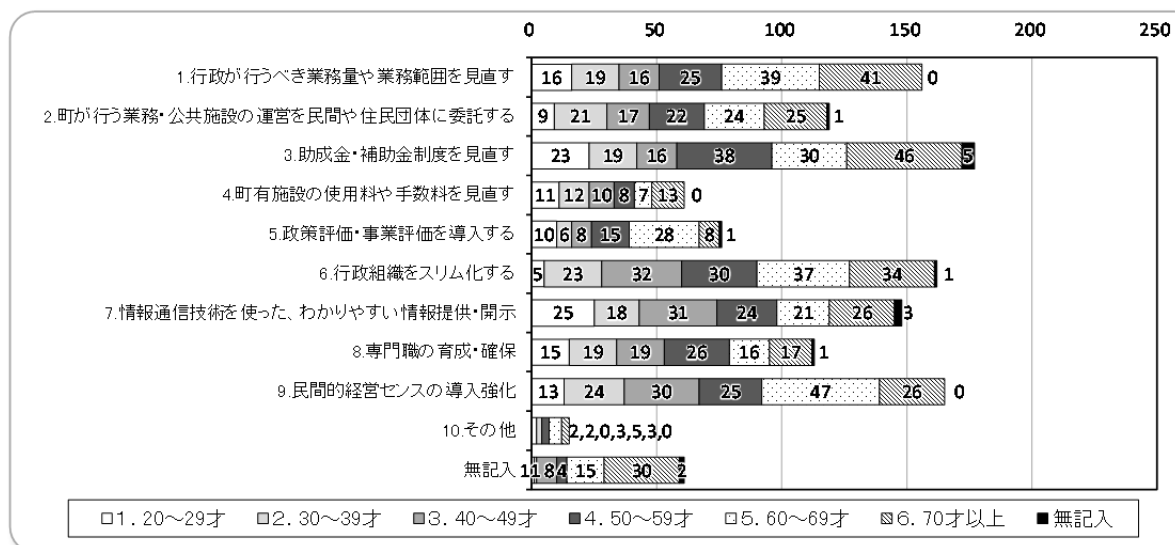
年齢別にみると、20～29才は「インターネット(町のホームページ)、電子メールを活用する」も比較的多く、70才以上になると「議員、地区の役員と話す」が多くなっている。



〔問20〕 行財政改革に取り組むには、どのようなことに重点をおくべきと思いますか？あてはまる番号2つまで○印を付けてください。

全体的にみると、「助成金・補助金制度を見直す」「民間的経営センスの導入強化」「行政組織をスリム化する」が多くなっている。

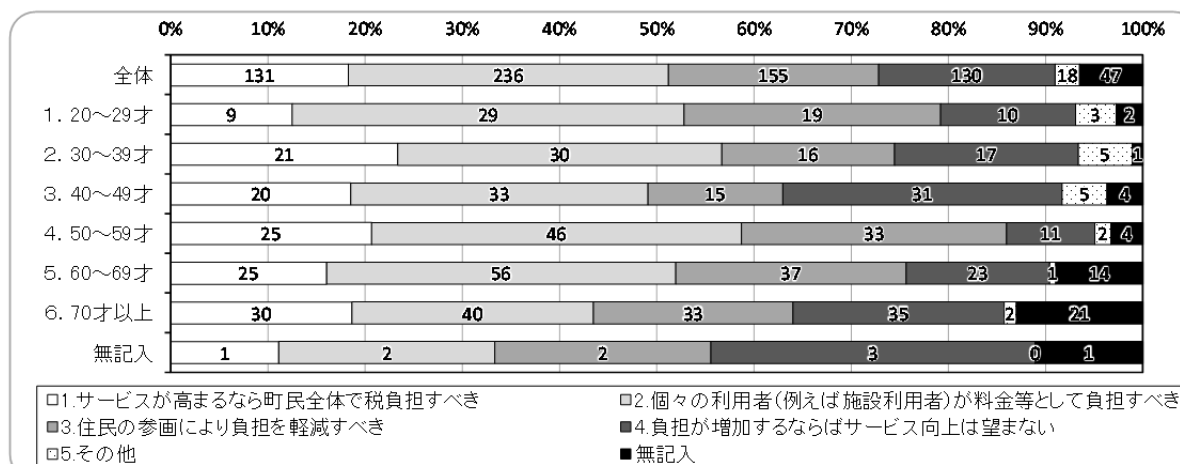
年齢別にみると、20～29才は「情報通信技術を使ったわかりやすい情報提供・開示」、30～49才「行政組織をスリム化する」が多くなっている。また、60～69才は「民間的経営センスの導入強化」が最も多くなっており、50～59才、70才以上は「助成金・補助金制度を見直す」が最も多くなっている。



〔問21〕 今後、新たな施設整備、福祉対策などを充実していくためには、町民の負担が増える場合、どのように考えますか？あてはまる番号1つに○印を付けてください。

全体的にみると、「個々の利用者（例えば施設利用者）が料金として負担すべき」が最も多くなっている。

年齢別にみても、同様な傾向になっており、「住民の参画により負担を軽減すべき」の割合も多いものの、「負担が増加するならばサービス向上は望まない」も比較的多くなっている。

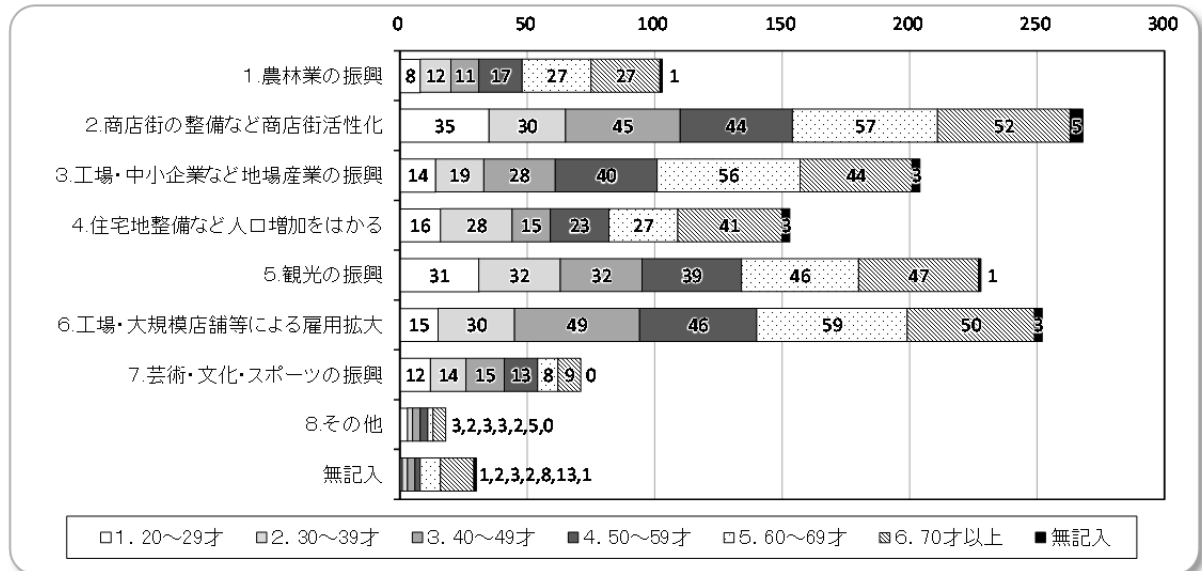




〔問22〕あなたは、中之条町が活性化するためには、今後どのようなことに力を入れたらよいとお考えですか。あてはまる番号2つに○印を付けてください。

全体的にみると、「商店街の整備など商店街活性化」が最も多く、「工場・大規模店舗等による雇用の拡大」「観光の振興」が続いている。

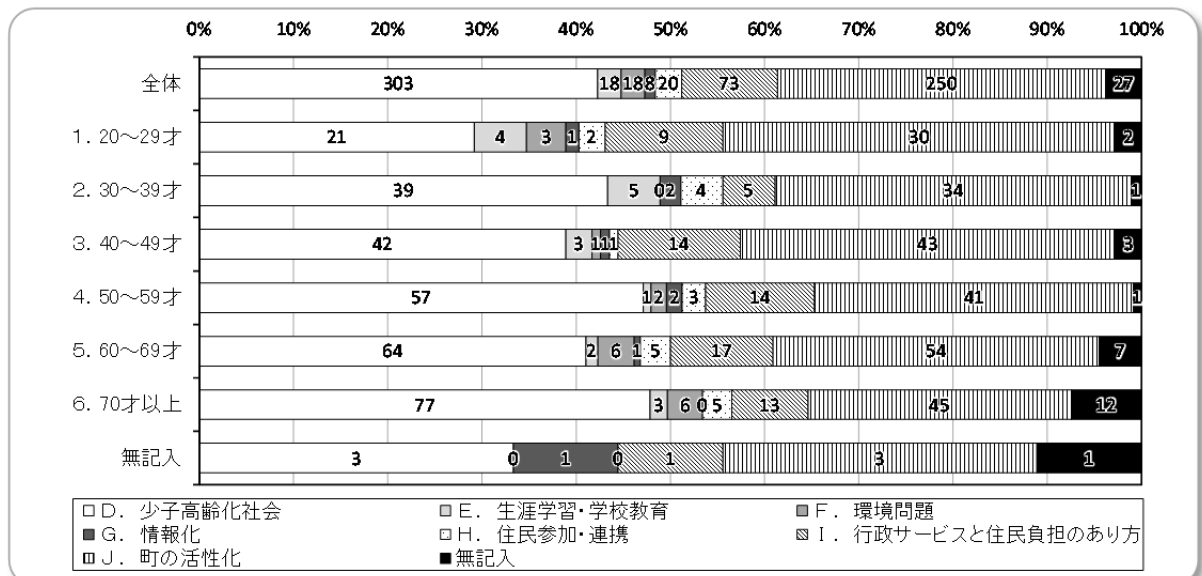
年齢別にみると、40～69才は「工場・大規模店舗等による雇用の拡大」その他の年齢は、「商店街の整備など商店街活性化」が最も多くなっている。



〔問23〕これまでお伺いしてきた項目のうち最も重視すべきことは何ですか。あてはまる番号1つに○印を付けてください。

全体的にみると、「少子高齢化社会」が最も多く、「町の活性化」が続いている。

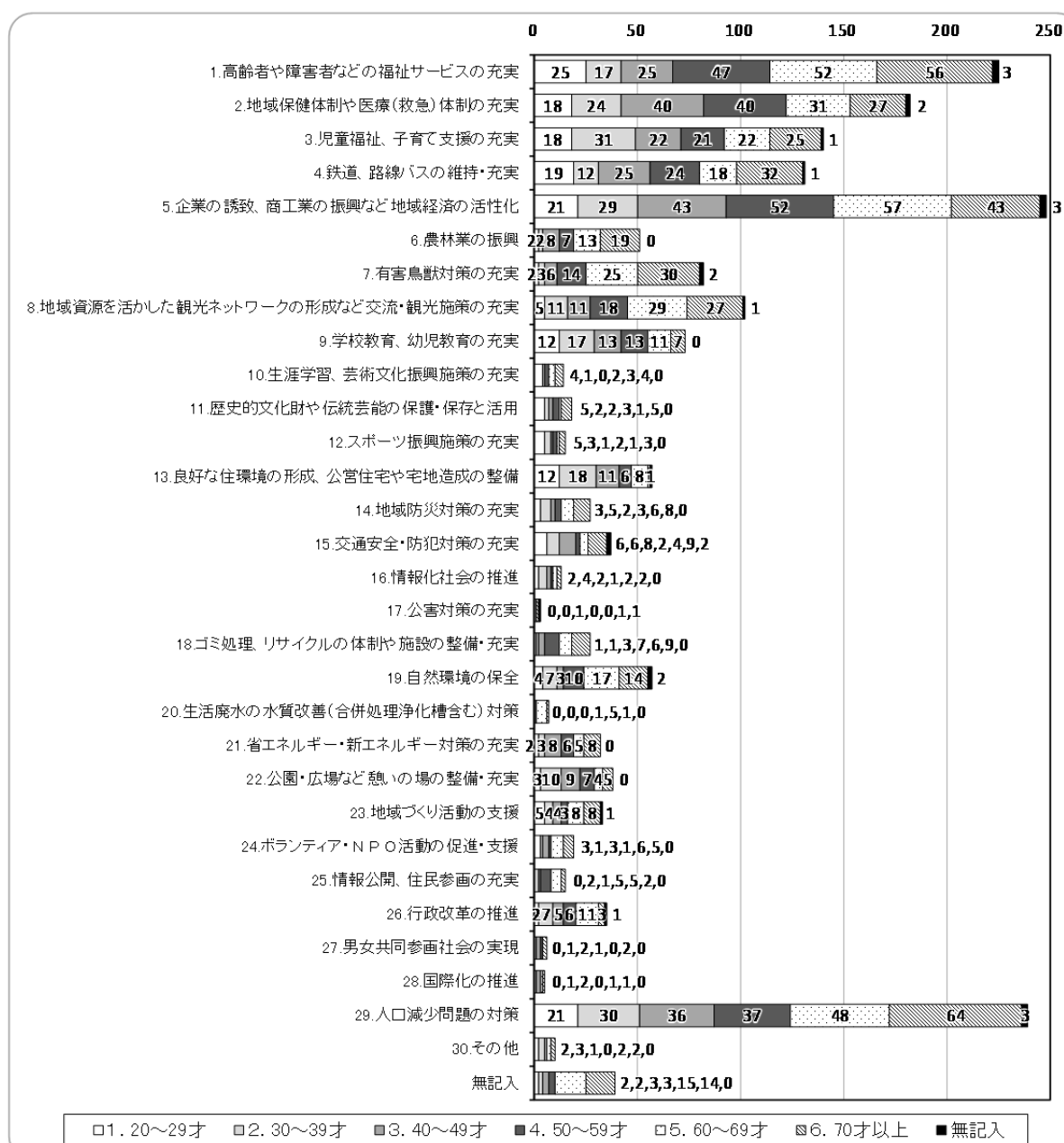
年齢別にみると、主に30才未満は「町の活性化」、40才以上は「少子高齢化社会」が多くなっている。



〔問24〕あなたは、中之条町を住みよくするために町の行政はどの分野に特に力を入れたらよいと思いますか。あてはまる番号3つまで○印を付けてください。

全体的にみると、「企業の誘致、商工業の振興など地域経済の活性化」が最も多く、「人口減少問題の対策」も割合多く、「高齢者や障害者などの福祉サービスの充実」「地域保健体制や医療(救急)体制の充実」が続いている。

年齢別にみると、30～39才は「児童福祉、子育て支援の充実」、70才以上は「人口減少問題の対策」「高齢者や障害者などの福祉サービスの充実」、その他の年齢は「企業の誘致、商工業の振興など地域経済の活性化」に続き「人口減少問題の対策」が多くなっている。



中之条町まちづくりビジョン

[中之条町総合計画 第6次構想]

平成28年2月

中之条町 企画政策課

